

平成23年第3回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成23年9月13日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 4時35分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君	
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君	
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君	
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君	
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君	
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君	
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君	
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君	
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君	
	19番	岡田久俊君	議長	20番	山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	織田勝君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	土岐浩二君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院 事務局長	吉田博行君		

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 石川 誠 君
生涯学習部

農業委員 会長 飛世 薫 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君
会長職務代理者 農事 事務局

監査委員 三原 紘隆 君 監査委員 局長 高岩 淑通 君

事務局出席者

議会事務局 局長 藤田 功 君 議会事務局 局長 浅利 知充 君

議会事務局 幹事 東川 晃宏 君 議会事務局 主任主事 御代田 知香 君

議会事務局 主任主事 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。14番 岡崎治夫議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

今定例会における一般質問は、議会改革に伴う試行として一括質問方式と一問一答方式の選択による質問方法といたします。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は12名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次一般質問を行います。

斉藤 昇議員。

18番(斉藤 昇君)(登壇) 2011年第3回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思いません。

今、土別市議会では、全議員による議会改革検討特別委員会を設置して、議会基本条例の審議中でございます。一般質問については、これまで一括質問一括答弁でありましたけれども、この9月議会より一問一答方式も試行されることになったのでございます。私の質問も市民の皆さんのわかりやすさに着目して、通告したテーマごとに区切って、順次質問をいたしたいと思えます。

第1の質問は、下水道使用料の徴収金についてであります。

この問題については、市長の議会との関係で基本的な姿勢について伺いたいのであります。

今回の一般質問の通告の締め切りは8月31日でありました。私もこの正午までに質問通告をして、順番がその日のうちの議運で、13日の1番に決められたのでございます。

しかし、ここに市長から要請があった代表者会議の開催がございます。これは、私が31日、この文書が議長から、恐らくこれは市長から要請があったんでしょう、代表者会議を開いていただけないか、9月2日付の文書でございます。9月13日、きょう午前9時から代表者会議を開く、協議案件は何か、下水道料金の賦課漏れに係る対応についてであります。私の順番が決まって、そして10時から私が質問に立つ、このことをしかとわかった上で、あえて午前9時から下水道の徴収漏れに係る対応について、これを開こうとする意図は何か。私は、私の質問を

わかっていながら、そのことにかかわって詳しく説明して、まさか私の質問を封じ込めるために要請したのではないと思うけれども、そう疑わざるを得ないのであります。この点は、市長のしかとした考え方を承っておきたいし、こういうことはこれからもないようにしていただきたい。だから、私はこの9時からのいわば代表者会議については、非公式だけれども、やるならやったらいいさと、私の質問を封じ込めることなんだなと、言ったから慌ててきょうの私の質問が終わって本会議が終わった後に代表者会議を開く、こういうふうに直前になって変更されたのであります。この件について、市長と議会の関係や、そして理事者自身がどういう考えであったのか、この際承っておきたいのであります。

下水道の使用料の徴収漏れでございますけれども、1つは下水道の指定業者、この業者が工事を進める手順、これはどういうふうになっているんでしょう。指定業者が下水道のやりますよという届け出をする。そして、市でもそれが終わったら検査をする。そういうふうになっているのに、しかし実際には業者の申告が、下水道をやるという届け出がなかった、こういうことではないんでしょうか。また、検針のとき水道料金のメーター、これに水道料金のメーター検針をすると自動的に下水道の使用料も全部各家庭に届く、水道地域で下水道を使っているところには全部届いてくるのであります。だから、水道のメーターの検針をしたときには、下水道の使用料も、これははっきりと請求書に出てくる、こういうふうになっているのではないのでしょうか。こういうことをよく点検していれば、このような下水道の料金の徴収漏れなんていうのはなかったのではないかと、こう思うんだけど、どうお考えでしょうか。

また、下水道の下水の処理区域内で上水道を使用して水洗化をしていない、こういう件数はどのくらいあるのでしょうか。それは単に水道の区域内でもポンプをくみ上げて、あるいは下水道を利用している人もいます。この件数はどのくらいになるのでしょうか。そして、この区域内でもいわば水洗化をしていない、いわば下水道を利用しない人、こういう市民の方々にも環境や、それからそういう意味でも、水洗化のまだしていない家庭に対して下水道の使用促進を図っていくこと、これも下水道を使っただけ、市の事業として下水道を使う家が増えることになるのではないのでしょうか。

それから、下水道収支の状況と料金改定でございますけれども、一方でこういうことをやって市に損害を与えておきながら、そして、下水道料金を上げる、こういうことにならないようにぜひすべきだと考えますけれども、値上げはしないと明言していただきたいのであります。

更に、市から提出された資料では、個人の無届けによる下水道接続、こういうふうに言われているけれども、この件数はどのくらいあるのでしょうか。あるいはまた、道路改良工事などによる無断接続はどのくらいあるのか。これも資料の中では件数は書かれていないけれども、無断接続はある、こう文書で資料として提出されているのでございます。道路工事、このときには、市の工事責任者、この道路工事をしているときに下水道の担当者との打ち合わせ、こういうものも行って、この家は下水道につながっていない、そういうことをはっきりとわかるはずではないか。単に道路改良のときにその工事責任者が、ああ、下水道につながばいいんだ、こ

ういうことをやったのではないかと思うのでありますけれども、下水道の担当者は関与しないのかどうか、道路改良工事による無断接続はどのぐらいあるのでしょうか。この際、明確にさせていただきたいと思うのであります。

市が提出した資料では、賦課漏れは平成6年5月以降となっておりますけれども、その前から賦課漏れがあったと思いますけれども、明確にすべきではありませんか。そうすれば、もうお金の取れないという時効金額、これももっと増えるのではないかと思うんだけれども、平成6年5月以前はどうしてはつきりさせなかったのか、この点も明確に答えていただきたいのであります。いつから賦課漏れが実際に起こっていたのか、この点も明確にさせていただきたいのであります。

また、下水道使用料、使用水量が家事用では8トンでございますけれども、基本水量8トン以下の件数、また料金の軽減世帯と軽減額についてもお答えさせていただきたいと思うのでございます。

私は、このように多額の徴収漏れで放置されていたこういう問題を起こし、市民に不信を与え市にも損害を与えた、これは市政への不信を招いた大きな責任があると思うんだけれども、これら責任についても、明確にする必要があると思うんだけれども、この点も承って、質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

斉藤 昇議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、下水道使用料が長期にわたって徴収されなかった理由及び責任の所在を明確にすべきとの御質問について答弁申し上げ、未水洗戸数、水道及び下水道の契約状況、下水道料金の改定及びただいま御質問がございました件数等々につきましては、建設水道部長から御答弁を申し上げます。

まず最初に、代表者会議の内容についての御質問がございました。

私は、今回の第3回定例会の招集日であります9月2日に行政報告において、今回の下水道料金の賦課漏れについて、報告をさせていただいた次第であります。その後、全容を明らかにしながら、できるだけ早い時期にその処分内容も含めて議会に御相談申し上げたいと、こういうことでいたわけではありますが、全容が一定程度明らかになり、一日も早く議会に、本日の午前9時から代表者会議でその旨の内容を御説明申し上げたいということを申し上げたわけでございます。決して斉藤議員の御質問を封じ込めるだとか、そういう考えは毛頭ございません。私も議員出身でありますから、理事者側と議会というのは、まさに二元代表制でございます。この議場の場で、あるいは特別委員会等々もそうありますが、真摯に互いに市民のために精力的に議論をしていくという姿勢については、私は重んじていると考えている次第でありまして、そういった意味では、ただ時間的なこともございまして、そのような形に受け取られたかもしれませんけれども、そういう意図はございません。

あわせて、代表者会議でございますから、いろいろな物事について今後も御相談を申し上げていきたいと思っている次第でございます。特に後ほど答弁を申し上げます特別職の減給につきまして、これを申し上げたいと思うんでありますが、その追加議案等との関係もございませんから、そういったことも踏まえて、代表者会議で御相談ということで申し上げた次第でございます。

そこで、下水道使用料の未徴収について何点が御質問がございました。

まず初めに、賦課漏れ発見に至った経過についてお答えいたします。

本定例会の初日の行政報告におきまして、ただいまも申し上げたところでありますが、下水道使用料に係る賦課漏れについて、その概要を申し上げたところでありますが、本年7月に市街地内の水道契約者について、料金システムを点検中の担当者が、下水道処理区域内で下水道使用料を賦課していない住宅があることを疑問に思い、排水設備工事原簿と照合した結果、平成13年に水洗化工事を行っている事実が判明したところであります。下水道使用料の賦課に当たっては、原簿の提出に基づき審査及び完成検査を行い使用開始届けを受理した後、下水道担当者から水道料金担当者へ事務引き継ぎの上、料金システムに入力を行うこととなっております。今日、事務ミスと思われる賦課漏れが見つかりましたので、再チェックの必要があると判断をし、水道契約者に対する全件調査を行ったところであり、8月24日時点での概要について、行政報告で申し上げたものであります。

しかし、調査の結果、水道契約者以外にも地下水利用者で下水道使用料のみを徴収している世帯もあり、公共下水道区域のほか農業集落排水についても点検する必要があると判断し、処理区域内のすべての建物について現地確認を中心に再調査を実施いたしました。この全体調査の結果、新たな賦課漏れも見つかり、合計件数は36棟47世帯となり、最終的な精査をした結果、その賦課漏れ金額は662万5,535円となりました。このうち、地方自治法の規定により時効となる請求不能額299万3,781円を除いた363万1,754円が、御使用されている皆様へ納付をお願いする金額となるものであります。

これらの方々につきましては、訪問の上、直接おわびを申し上げながら賦課漏れについて説明させていただき、納付のお願いをしているところでありますが、5年分となり相当な額となる方もいらっしゃいますので、個別に御相談させていただきながら、分割納付などきめ細かい対応に努めてまいりたいと存じます。

そこで、賦課漏れの原因についてでありますけれども、第1に排水設備工事の届け出や使用開始届出書の提出はあるものの、事務担当者の入力ミスによるもの。第2に下水道担当からの事務引き継ぎ時にデータ確認漏れとなったもの。第3に下水道担当から料金担当に引き継ぎが行われず、事務処理が未決のままファイルに閉じ込まれてしまうケースなどの事務的ミスによるもの。第4に届け出がなく雑排水を接続された場合や、第5には従前、道路側溝へ放流していた雑排水について、道路改良工事などで排水設備が実施され道路側溝がなくなり、下水道管に仮接続した後の報告漏れなどもあるものと考えているところであります。これら届け出等の

関係書類が残っていないケースについては、接続時期の特定が難しいことから、お客様を訪問時に聞き取りを行いながら、時期の特定に努めたものであります。

特に、なぜ長期にわたって徴収されなかったのかについてであります。

今回の入力ミス発見に至るまでにおきましては、前段申し上げましたように、届け出に基づき排水設備工事が行われ完了検査を実施後、料金担当へ速やかに引き継ぎの上、適正な事務処理がなされていたものと認識していたところであります。特に平成16年4月からは、それまでの2課を統合し、上下水道課へと機構改革を行いながら事務の効率化に努めてきたところでありますが、御指摘のとおり、職員間の連携やチームワークに不足している部分もあったことにより、このような事態に至ったものであります。

また、検針につきましては、水道契約者各戸の水道メーター受信器を読み取り、料金システムのハンディ機器に打ち込むことで自動的に検針票が印刷されるものであり、そのデータ処理は料金担当者が行っているため、検針員がその業務中に賦課漏れ等に気づくことは困難なところであります。

そこで、今後このような賦課漏れを二度と発生させないためのチェック体制についてであります。1つには料金入力事務に対する検査体制の強化として、複数職員でのチェックシートによる点検、検査及びシステムとの突合、2つには事務処理のマニュアルの作成、3つには一連の書類を工事1件ごとに保管するとともに、着手した工事は原簿及び使用開始届けが提出されているかについて、課内全体で徹底した確認を行うためのチェック体制を構築し、再発防止に努めてまいり所存であります。

次に、無届けでの接続に関する責任の所在についてあります。

賦課漏れとなったもののうち、無届けのもの及び届け出の有無が不明であり事務的ミスによらないものの大部分は、雑排水のみが接続されているケースであります。そこで、その工事施工や使用開始時期の実態については、お客様への聞き取りによる把握に努めている状況であります。道路工事により側溝がなくなるような場合は、応急処置として下水道へ仮接続の必要性があるなど、故意に届け出せず施工したものでどうか、明確には判断できない状況であります。

しかしながら、本来であればこのようなケースでは、下水道担当者もしくは工事担当職員が説明しなければならないところでありますので、今後の再発防止に向けては、雑排水のみ接続する場合であっても届け出や使用開始届けなどの提出が必要であり、下水道料金の納入義務など広く認識していただくことが重要だと考えておりますので、広報への掲載により市民へ周知するとともに、施工業者への啓蒙啓発に努めてまいりたいと存じます。

なお、昨日、排水設備指定工事店や土木業者などを対象とした緊急説明会を開催し、条例規則に基づいた施工並びに手続について遵守していただくよう、改めて伝えたところであります。

以上、申し上げましたが、今回の下水道使用料賦課漏れにつきましては、心からおわびを申し上げますと同時に、このような事態となりましたことを非常に重く受けとめている次第であ

り、今後は市民の皆様の信頼回復になお一層努めてまいる考えであります。今後二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に向け、職員ともども一丸となって取り組みますとともに、全容が明らかになりましたので、襟を正し、けじめをつけるため、市長である私を初め副市長の給与の削減について、明日14日に特別職報酬等審議会に諮問する予定であります。

一方、これまでこの事務に携わってきた関係する管理職員の処分についても、15日に職員賞罰審査委員会において決定する予定であります。また、この結果につきましては、本議会最終日に議会に報告させていただく考えであります。

以上を申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 下水道工事の手順の関係、それから無届けでの水洗化、あるいは道路工事の原因と思われる件数、加えて未水洗化戸数及び水道、下水道の契約状況並びに下水道料金の改定の御質問につきましては、私から御答弁申し上げます。

最初に工事の手順の関係でございますけれども、工事に届の先立ちまして、施工業者から工事申請を提出いたすことになっていまして、それに基づきまして、市で審査をし審査の結果により承認を行っております。その承認されたものについて、業者が着手をし完成をいたすわけでございますが、完成届の届け出をもって市のほうで下水道担当者が検定を行います。その後、使用開始届けの提出を受けまして、料金担当のほうで下水道料金を賦課するといった流れになっておるところでございます。

次に、今回の賦課漏れの中での個人が無届けで接続をしたという物件でございますが、当初、し尿浄化槽の設置で水洗化をしていた建物を公共下水道につなぎかえた物件が1件ございました。これは無届けのものでございます。それ以外の19件が道路工事等で仮接続のまま現在に至っているということで、時期だとか、どのように接続がされたのかといった点での不明な状況のものが19件でございます。これらにつきましては、当然、道路の関係する職員並びに下水道担当というものは、それぞれ説明会といいますか、現地での工事説明等をしているわけなんですけれども、詳細についてただいまの市長のほうからも答弁がございましたように、ややチームワークの不足があったものと思っているところでございます。

次に、未水洗戸数の関係でございますけれども、下水道処理区域内における22年度末の未水洗戸数は、土別地区205戸、農業集落排水地区45戸、朝日地区48戸の合わせて298戸でございます。これは未水洗の住宅、事業所には毎年9月10日の全国下水道促進デーに合わせて、水洗化の啓発活動を実施しており、この活動により21年度では2戸が水洗化工事を実施されたところであります。今後も公衆衛生の向上と公共用水域の水質汚濁防止のため、下水道普及のPRを実施してまいる考えでございます。

次に、水道及び下水道の契約状況でございますが、現在の総契約件数は1万322件であります。このうち上下水道両方の契約につきましては8,831件、水道のみの契約は1,034件、また下水のみの契約は457件となっております。

また、下水道使用水量について、家事用における基本水量 8 立方メートル以下の件数でありませんが、一般世帯では全体 6,927 件に対し 2,047 件で、その率は 29.6%、また軽減料金の対象世帯については、1,186 件に対し 666 件で 56.2% となっております。

更に軽減世帯の内訳の関係についてでございますが、21 年度の総件数で今、取りまとめしたものがございますので、それについて答弁させていただきますが、公共下水道で生活保護世帯が 138 件、重度心身世帯が 119 件、母子世帯が 81 件、老人世帯が 665 件、低所得者世帯が 56 件の合計 1,059 件で、21 年度軽減額は 779 万 18 円となっております。また、集落排水については、重度心身世帯が 8 件、母子世帯が 1 件、老人世帯が 61 件、低所得者世帯が 3 件の合計 73 件で、軽減額総額は 51 万 3,890 円であります。

次に、下水道料金の改定見通しについてでございますが、公共下水道事業の健全な経営のため、使用者の皆様にご負担いただく使用料の目安は、汚水処理費に係る 80% 以上相当額と考えてございまして、22 年度末現在の本市におけるその比率は 94.6% であり、現在のところ料金値上げの検討については必要ない状況であると判断しているところであります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18 番（齊藤 昇君） 答弁漏れも含めて再質問をいたしたいと思います。

1 つは、個人の無届けによる下水道の接続はどのぐらいかという件でありますけれども、これは個人の無届けといえますか、個人の無届けによる下水道の接続と言うんだけれども、だって業者が接続しなかったらできないのではないかなと思うんだけれども、個人が無届けで下水道に接続したというのは、どういうことを指して言っているのか、この点は明確にさせていただきたいと思うんです。

あるいは、道路改良工事などでの無断接続は 19 件、こう答弁されたけれども、これは施工した業者に責任はないのかどうか。これは業者とどういう話をされたのか。それから、そのときに道路改良工事には下水道の担当職員、下水道区域で入っていないという、水洗化になっていない、なっているということも含めて、そういう点検をすればわかるはずではないか、こう言ったんだけれども、これも明確な答弁がございません。

更にまた平成 6 年 5 月からと資料では言っているんだけれども、しかし、実際にはいつからになるのかという、相当前からこういう事態があったんだと思うんですよ。だから、それはいつからそういうふうになって、だからもう時効になっているでしょう。そういう時効の額が増えるのではないか、こう質問したんだけれども、これも答弁がされていないのであります。

この際、市民にわかるようにきちんと答弁を願いたいと思うのであります。

議長（山居忠彰君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

まず、個人の無届け 1 件の関係でございますけれども、これは明らかに業者といえますか個人の方が、ある程度明るい方でございまして、排水の管を自分で買ってきてつないだというこ

とはわかっている物件でございます。それが1件だけ。

(「大分深い」「犯罪だ」の声あり)

自宅のところから出ますですので、公設ますがあるところにつないだという段階で、そんなに深いということはないです。土かぶりさえあれば大丈夫ということでございますので、そういったものが1件あったということでございます。

確かにそれ以外の不明な19件については、どなたがやったのかということが、聞き取りなどで個人宅にお邪魔をしまして、いろいろと調査をしているところなんでございますが、なかなかそこら辺については現在のところ明らかになっていないという状況でございます。

それから、下水道担当者がこまめにそういったことを、現場を見て点検をすれば当然わかったということでございますが、道路工事の際にすべて一緒に現場へ行くといったことはちょっととなっていなかったものですから、今、全国下水道促進デー等々で現地を確認し、あるいはその他の排水設備工事の検査の折には、そういうことで発見をしたケースも当然ございます。

それから、平成6年の一定時期からも、今現在水量がわかっているということで、それ以前のデータがシステムが組み入れられている部分が平成6年からということでございまして、それ以前の水道の検針データが現在の市のほうには残っていないということでございます。

以上でございます。

(「もう1回言って、その6年以前のやつ。なぜデータがないの。」の声あり)

議長(山居忠彰君) 土岐部長。

建設水道部長(土岐浩二君) 平成6年から、今の水道料金システムを導入いたしましたので、それ以前については、紙ベースで検針の方々が検針した結果を取りまとめて料金請求という形になっていたわけでございますが、それらについては、文書の保存期限が参っておりますので、既に廃棄されているものと思っております。

以上です。

議長(山居忠彰君) 斉藤議員。

18番(斉藤昇君) これは、ただ単に下水道の係、担当者、これらがそういう過ちを犯したということをして1つの教訓にして、私は全職員がこういう不正でありますとか、あるいはまた仕事に対する情熱は失わないで、それぞれの与えられた任務を市民のためにしっかりと果たしていただく、そういう教訓にぜひすべきだと思うんです。この点では、本当に下水道だけが悪かったというのではなくて、今後の市政運営にぜひとも行政職員のあり方も含めて、そういう研修も積んで、これを教訓にしていくべきだと思うけれども、この点はいかがでしょう。

議長(山居忠彰君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君) 今回の下水道の賦課漏れの問題について、斎藤昇議員から御指摘を賜ったわけでありまして、まさに御指摘のとおりでありまして、私ども、これをしっかり教訓として、職員一丸となって市民に対する信頼回復、そして行政執行を行わなければならない、こう

考える次第であります。

ただいま自治体運営改革推進会議を設置いたしまして、副市長をキャップにして、教育長が副キャップということで、それぞれ部長職も入って、今、議論を進めているところでありますが、これは今ある施設を初めとして、今回のような事務事業もすべてチェックをしながら検証をして、今日までのそういった内容についてしっかり点検をするという、前例踏襲にこだわってはだめだということで今、事業も進めているわけでありまして、今後におきましては、これを教訓として、市一丸となってしっかりと業務執行に当たってまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君）（登壇） 質問の第2は、日向温泉についてであります。

6月議会では、2つの課題が話題になりました。1つは過疎債の充当、そして地域力によるサポート体制が必須の条件だと、存続への決断がそういった中で市長から示されたのでございます。

そこで、6月議会以降の取り組み状況、地元との話し合い、こういうものをどういうふうになされているのか。改築計画の協議でありますとか、指定管理者やサポート会議等の運営に向けての協議など、現段階ではどのように進められているのか、この際お聞かせをください。

特に日向温泉サポート町民会議が中心となって、町民97%に及ぶ、そういう要望書が議会にも提出されたところでもございます。市長も地域力によるサポート体制が非常に重要だと、こう言っているんだけど、この点はどんな協議がなされていらっしゃるんでしょう。

また、地域では存続に向けて、管理運営にかかわる受け皿の組織化、現在指定管理しているJA北ひびきが施設運営を担う会社の株主として参画してはどうかと私は申し上げて、地元で会社を設立して、その地元が責任を負う、JAではなくてそういう地域の地域力が大事ではないか、こう申し上げてきたんだけど、この点はどういう話し合いがなされているんでしょう。地域で会社を設立して指定管理者を受け入れる、そういう協議は1つでも地元とはっきりとされているのか、この点も明確にしていきたいと思うのであります。

また、温泉、レストランのみで宿泊を除いた施設として、来年度の建設に向けて計画されている。市が試算した日帰り客などの目標設定値では、収支バランスの確保は厳しく、年間約800万円の赤字と、こう推計されている。これでは、簡単に800万円と市が試算するんだから、これがもっと膨らむこともあるでしょう。こういう試算に基づいて建設された後は、800万円の赤字をどうしていく気持ちなんでしょう。こういう800万円もの赤字を、そしてそれも補っていき、そういうようなことでは、改築に簡単に賛成できるものではない、こう言わざるを得ないと思うんだけど、その後、指定管理者の農協と収支均衡に向けた協議を進めるとしてありましたけれども、現在どういった話し合いがなされているのか、この際しっかりと聞かせいただきたいと思うのであります。

また、今年度、23年度の前期の収支はどういうふうになっているんでしょう。もう23年度も500万円の新たな支出が予定されて、400万円はもうだいたい使ったと、そう言われているんだけど、これらも含めた前期の収支と23年度の日向温泉の年間収支の見通しについても、この際お聞かせいただきたいのであります。

いずれにしても、市民の方にそれだけの多額の赤字を出してまで日向温泉建てる必要があるのか、こういう声も市内の中には結構多くあって、日向温泉をいわば建てるか建てないか、その実情や試算も明らかにして住民投票でもしたらいいのではないかと、こういう声さえ出ているのでありますから、この際明確に答弁をいただきたいと思います。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

日向温泉の改築につきましては、本年第2回の定例会における市長答弁のとおり、市政を取り巻く多くの課題も残されておりますが、公共温泉を取り巻く状況や本市の財政などの現状も踏まえ、利用見込数に見合う施設として費用負担の軽減を図りながら、事業計画や施設配置の検討のもとに、地域の大きな財産である日向温泉の灯を残すこととし、改築により施設整備に取り組むことの方針決定をしたところであります。

ただ、この施設整備の大きな課題として、第1には先ほどのお話もございましたが、有利な過疎債の活用により事業が執行できること、更に第2として、地域に根ざした資源の日向温泉をサポート町民会議が地域力により、どう支え活用されるか、これらの解決のもとに取り組むことが必要であることも申し上げてきたところであります。

そこで、その後の改築に向けた協議等の取り組み状況についてであります。

サポート町民会議との協議につきましては、6月30日にサポート町民会議の総会が開催され、その際、6月議会において斉藤議員にお答えをした改築に向けた内容、更には地域での支え、利活用が必要なことなど文書でお示しし、御理解をいただいたものと考えているところであります。その会議において、地域での取り組みはどうあるべきかの協議の中から、多寄町民へ食事や宴会、入浴の利用を広く呼びかけるとともに、入浴回数券購入の取りまとめ活動が決定されました。その結果、最終的には約2,000人分の入浴料金の販売実績となったところであり、今後更に宴会利用など地域一体となつての積極的な利用促進に大いに期待をいたしているところであります。

また、指定管理者のJA北ひびきとの協議につきましては、7月と8月の経営対策会議に合わせて、改築計画として既存の鉄骨づくりで丈夫な入浴施設を大規模改修し、受水槽や油地下タンクを活用しながら木造施設を取り壊し、新たに休憩・レストランなどを増築するという考えをお示しし、詳細について協議を実施したところであります。この中で、計画案に対し、食事を運ぶ際の作業動線の関係から改善への意見や、温泉施設として最も肝心の浴室の改善や脱衣所の拡張への希望などの御意見をいただいていたところであります。また、8月には指定管理者のJA北ひびきが温泉施設の運営に当たる会社の取締役会において、施設整備計画につい

て説明をし、その際、市としても今後の新施設への移行など取り組み計画について協議させていただいたところであります。

今後とも更に協議を進め、最善な施設整備計画の策定に向け計画図の素案が固まり次第、J A北ひびき及び地元のサポート町民会議とも十分協議の上、当たってまいりたいと考えております。

次に、地域での管理運営に係る受け皿となる組織化など、どのように検討がされたのかということでございますけれども、サポート町民会議は日向温泉の諸問題の解決に向け、平成22年12月に設立されましたが、この設立の趣旨としては、経営には直接の参画はならないものの、地元として温泉を取り巻く環境づくりや利用客増加への努力など、存続に向け側面からのサポート組織として位置づけられ、活動がなされてきているところであります。このため、サポート町民会議そのものが管理運営をするということにはなりません、サポート町民会議みずからの役割として、現状の収支の検討、更には新たな経営収支計画の策定段階で、指定管理者でありますJ A北ひびきに対し、存続に向けた支援体制はどうあるべきかについて協議されてきたところであります。

また、指定管理者J A北ひびきの運営会社への株主としての参加につきましても、サポート町民会議で論議がなされましたが、株主が経営に直接かかわるものではございませんし、更にはJ A北ひびきが議決権を8割以上保有し、そのほかは多寄地区の農業関係者とのことから、実質的にはJ A北ひびきが主体となって今後も施設運営がなされるものであり、このため、現在J A北ひびきと改築した場合の整備計画や経営収支の見通しについて協議をしているところであります。

ただ、サポート町民会議としては、設立の趣旨に基づき、まずは地域での利用促進はもとより、今後の経営にどのような形でサポートが可能なのかも含め、あらゆる角度から検討がされているものと認識をしております。

ただいまの斉藤議員の御質問の中に、株を持って直接経営を担えるような組織をつくるべきという話を御提言されてきたということもございましたけれども、ただいま申し上げましたとおり、現状J A北ひびきが8割以上の議決権を持って運営しているということで、その中に町民サポート会議の意思がどのように反映されるようなものになるかということで、新たな運営会社の株を持つことなども含めて、今後J A北ひびきとサポート町民会議が話し合いの場を持つような環境づくりに、市も積極的にかかわっていきたいというふうに考えております。

次に、新施設の経営状況の見通し、そして本年度の経営収支状況について御質問がございましたけれども、順番がちょっと逆になりますけれども、最初に本年度の経営収支の状況について御答弁申し上げます。

J A北ひびきにおける本年2月から7月までの前期の実績で申し上げますと、利用実績を昨年度前期と比較し、宿泊者数が1,700人に対し1,460人と15%の減、入館者数が1万4,292人に対し1万5,938人と11%の増、宴会客が3,454人に対し3,290人と5%の減となっております。

中でも入館者数が5月以降、昨年より増加し、7月は前年実績に比べ73%増となり、地域での入浴券購入への取り組み活動により増加いたしましたものと考えてございます。

一方、経営収支としては昨年同期では88万円の赤字に対し、本年度は200万円の赤字と報告され、この要因としては、昨年前期に比べ燃料費の高騰が続いたことによる経費の増に加え、雨続きにより一部スポーツ団体の宿泊客のキャンセル等による収益減と考えられております。

また、後期の経営収支の見込みについてであります。昨年後期の実績を踏まえ、燃料費は高値で推移するものとした上で、人員減に伴い人件費が減少することなどから、現段階では94万円の赤字が想定されているところであります。このことから、全体として294万円の年間を通しての赤字の見込みとなり、現有の利益積立金174万円を充当しても、このままでは120万円の不足になりますことから、指定管理者においては、今後の運営に当たり湯治客集客プランの実施や期間限定料理の提供、更には新たな宴会メニューづくりなど、赤字が発生しないよう最善の努力をすることとありますので、市といたしましても新たな指定管理料の支出とならないよう、一体となって対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、新たな施設に係る経営収支についてであります。

一般的な宿泊施設を備えた場合は、維持管理費等により収支が悪化するため、宿泊を取りやめ、入浴、レストラン、売店と宴会場を備えた施設整備として、日帰り客3万人、宴会客5,500人と見込み、これをもとに市において経営収支を試算したところ、入浴料は公衆浴場並みの大人420円、経費については平成21年度実績を踏まえたものとした場合、約830万円の赤字と試算されたところであります。その後、実際に管理運営をしている指定管理者のJA北ひびきへ整備計画とともに経営収支の精査をお願いしたところ、人員の配置など徹底した見直しをしたとして、現段階では約260万円の赤字が想定されとの報告がございました。

しかしながら、リニューアル効果を活用して集客力増がどこまで可能か、更には日向スキー場など周辺施設との連携などによる集客力増加対策との関連もあり、経営収支は大きく影響されますので、今後更に人員配置や導入設備の検討などコストの削減の手法について、JA北ひびきとともに検討してまいりたいと考えております。

今後とも、温泉施設として最も効率的な施設整備と経営収支計画を策定しながら、有利な起債、過疎債の充当、工事期間中の雇用対策、改築後の地域一体となった観光ゾーンとしての集客対策など全体的な整備計画を組み立て、日向温泉の改築整備に当たってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 再質問をいたしたいと思えます。

今の答弁では、徹底した見直しをしたんでしょう、800万円から260万円まで下がったということだけれども、それでも徹底してやってみただけども、建てれば260万円赤字なんですと、こういう答弁で、いろいろと努力をしましょうという程度でしかありません。

それから、この試算の中には、現在、土別軌道に日向温泉行きのバス、委託料を払っていますよね。この委託料の額は幾らなのか。そして、今後もそのバスを日向温泉まで走らせる。そうしますと、この赤字の260万円に更に上乘せになるのではないかと、こう思うんだけど、この点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） ただいま御答弁させていただきましたとおり、私どもの試算がございまして、ただ、実際に運営しているＪＡ北ひびきのほうで、その実態に合わせた試算をしていただきました。結果として、現段階において260万円ということが出たということでございます。

ただ、先ほどの答弁でも申しましたとおり、日向地区におきましては、森林公園、あるいはパークゴルフ場等々の施設がございまして、そういったものとのセットのメニューが考えられないのか、あるいは多寄地区はそば打ちが今盛んでございまして、そば祭りもやられております。そういった秋の収穫祭に合わせたそば祭りを、例えばサポート町民会議が中心となって、あの地区で行っていただくなど、そういった入浴客の増加につながるようなことができないのかといったことをこれからいろいろ詰めて、集客増に向けた計画を立てていかなければならないと、現段階では今の日向温泉の過去の実績を踏まえてということで、まだ赤字が出るということでございますので、今後そういったことを、集客増のことをサポート町民会議の方、あるいは地域の方、そして市民にも御理解いただけるようなPRがどのようなことがあるのかといったようなことを総合したときに、それがどこまで圧縮できるのかといったことを考えていかなければならないというふうに考えております。

それと、バスについてでございますけれども、昨年までは土別駅前から行き3回、帰り4回の合計3往復半ということになりますけれども出ておりました。そして、上土別出張所から、これにつきましては、毎月2回、第2・第4水曜日に日向温泉行きのバスが出ておりました。これまでも御答弁申し上げてきましたところでありまして、上土別出張所地区からの利用については、極めて少ないということで、これについては今年度廃止しております。この部分が約110万円ということでございます。それで、今土別駅前から出ておりますバスでございますけれども、ただいま申し上げました3往復半の金額、大体1回行くというか片道、年間を通して大体85万円ぐらいかかりますので、これの年間の委託料といたしましては595万円ほどということになってございます。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 結局は、バスの土別軌道に委託している部分は、これらの試算の中に入っていないということですよ。ですから、その260万円の赤字が想定されると言ってみても、もしバス代を軌道に委託しないで料金であそこまで行ってくれと言うと、それはもうふる代にそれが上乘せされてそれだけに乗って、やはり少ない年金生活でバスに乗っていくという、それはもう限られてくるのではないかと、こう思うんだけど、この600万円余り、ですから、

経常赤字の260万円と合わせますと、これでもう860万円の赤字が初めから想定されていると思うんだけど、この点は、どうしてそういう軌道のバス代は日向にかかわるものと別枠で考えて、どうしてはっきり初めからそういうものも含めるところですということをお中で答弁なされないのか、余りにも不誠実ではないか、こう思うんだけど、改めて答弁を求めておきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 今回のバス代も日向温泉の運営という中に含めて、最初からそういうことを述べるべきでないかという御指摘をいただきました。私ども、これまで日向温泉について、いろいろな場面で御質問をいただきまして、御答弁申し上げた際、あくまで日向温泉自体の経営にかかわっての収支ということで申し上げてまいりましたものですから、今回の答弁についても、その部分だけで申し上げたということでございます。

ただ、バスにつきましても、これまで日向の利用者のための足の確保として出しているということはお話し申し上げてまいりましたものですから、それにつきましては、そういったことがあるという、事実があるということをお認めいただいているというふうに考えてきたわけがありますけれども、今御指摘がありましたように日向温泉全体にかかわって、その周辺の事業も含めて報告しろというのは、まさしく全体を見るときには必要なことかなと思いますので、今後におきましては、そういうことに十分気をつけながら御答弁をさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君）（登壇） 質問の第3は、産業廃棄物処理と一般廃棄物の処理についてであります。

民間業者が学田で、西土別といいますが学田といいますが、やっておりました産業廃棄物業者が休止をされた。そして、業者の中からも、ぜひこれらの再開ができないのかと、名寄に今運んでいかなければならないという事態にあって、それだけ手間暇やお金もかかる、こういう声が聞こえているんですけれども、これまであった民間施設であります産廃施設のこれまで果たした役割とその評価について、市としてはどのように押さえていらっしゃるのか。これまでの経過と休止に至った状況、そしてこれまでの処理状況等についても、この際明らかにしていただきたいと思うのであります。

そして、市の対応はどのようにされてきたのか。関係業界、建設業界でありますとか、あるいはこれら産廃を捨てる、そういう関係者との話し合いは、これまでも行ったのかどうか。そして、行ったとすればどんな意見が出されたのか。そして、今、廃止ではなく休止をしているわけだから、この民間の産廃処理場を市が例えば事業を継承する、あるいはまた民間の方がこの事業を継承してやる、そういう道というのはないのかどうか。市でどうお考えになっているのか、この際お聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、東日本の大震災の災害廃棄物についてでありますけれども、国環境省は4月、岩手・宮城両県の災害廃棄物は広域処理が必要だとして、全国の市町村に廃棄物の受け入れについて打診を行い、この7月1日には道が受け入れを表明したのでございます。そして、自治体に対して受け入れの可否について再調査を行ったとお聞きしておりますけれども、土別市はこれらに対してどう対応なされたのか、この際お聞かせをいただきたいと思うのであります。

また、市の市民から出される一般廃棄物の総搬入量、処分場の現状についてまず明らかにしていただきたいと思うのであります。

一般廃棄物の最終処分場、これらも相当もう寿命が短くなって、新しい廃棄物処分場をつくらなければならない、そういう時期も差し迫っているのではないかと思うけれども、この今使われている一般廃棄物処理場の延命、そして新しい環境センターといいますが、そういう整備の方向性について、現在考えられている施設の構想、あるいはまた場所の選定など、この際明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、そういう施設ができるとすれば、市民からごみ処理の有料化をするのではないか、こういう声も聞こえるんだけれども、この点についても市の考え方、ごみ処理の有料化はしない、こういう立場から答弁を求めたいと思うのであります。

また、市内の不法投棄、これは産廃でありますとか、あるいはまた市民からのポイ捨てもあつたりするでしょう。ごみのポイ捨てや犬のふん害に対する苦情が結構後を絶たないのでございます。これらの不法投棄でありますとか、あるいはポイ捨てに対する現状、そして今後の土別市のごみ減量化の方針、これらも重ねて答弁を求めて質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） お答えいたします。

まず、市内の産業廃棄物処理施設の休止についてであります。

お尋ねの休止となった処理施設は、しずおエコロジー株式会社が西土別町で運営をする処理施設でありまして、中間処理として廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、医療廃棄物の焼却設備、コンクリート、がれき、木質の再生利用を行う破碎設備があり、最終処分施設としては、廃プラスチック、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、がれき、陶器などのくずを埋め立て処分する安定型処分場を有し、平成7年に許可を受け営業開始して以来、土別建設業協会の運営による土別環境開発株式会社を経て、平成13年にしずお建設株式会社のグループ会社として引き継ぎ、これまで市の資源循環型社会の構築に大きく貢献をされてきたところであります。

その平成22年度の主な埋立処分量の状況でございますけれども、がれき類は550トン、廃プラスチックが238トン、その他ガラス等が143トンの合計931トンで、そのほとんどが市内事業者からの排出であります。このたびの休止に至った状況を確認しましたところ、焼却施設につきましては設備の老朽化などにより廃止の手续をされ、また他の施設についても管理技術者の退職による管理面、それと全体的な受け入れ処分量の減少により、7月31日をもって休止と

判断されたと同ったところであります。

その後の市の対応といたしましては、市内事業者から処分先の相談があった際には、廃棄物の種類を確認し、がれき、コンクリート、木質については市内の他の民間会社が経営する中間処理施設を紹介し、最終処分が必要な廃棄物につきましては、名寄市に所在する2つの安定型処分場を初め近隣の施設を紹介してきたところであります。

ただ、お話にありましたように、特に小さな業者さんにとっては大変なことということもありますので、市の一般廃棄物処分場におきましても、合わせ産廃処理として、一部産業廃棄物の受け入れを従来から行っておりますので、休止により市内に受け入れ先がなくなった廃プラスチック、紙くず、繊維くず、これらの一部について受け入れするなど、可能な範囲で排出事業者の負担が増えぬよう対応に努めたところであります。ただ、大量の受け入れについては、市処分場の残余容量に影響を与えますことから、他の処分場への搬入をお願いする等、処分量を精査しながら受け入れを行っている状況にあります。

そこで、今回休止した施設を市が継承することが可能なのかということのお尋ねでございますが、廃棄物につきましては、産業廃棄物処理法において、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに大きく分けておりまして、一般廃棄物につきましては行政サービスとして、その処理は市町村の責務となっている一方で、産業廃棄物につきましては、その処理責任は排出事業者に課せられており、許可業者に委託し、適正な処理を行うことが義務づけられているところであります。

ただ、産業廃棄物処理施設を市町村が設置運営することは、法的には制限がありませんので、近隣に民間の処理施設がない場合など、地域の事情によっては市町村で設置している場合もありますが、これまでの国及び道の廃棄物施策においては、産業廃棄物は適正処理施設の設置により各事業者の責任において処理するよう指導が行われてきた経緯があります。こうした状況の中、民間事業者として育成すべき産業分野について、市が直接に運営を行うことは他の民間処理業者の経営を圧迫することになりかねなく、また産業廃棄物処理施設に関しましては、建築リサイクル法など再生利用を義務づける法令施行のほか、管理基準等の法令が年々厳しくなるとともに、公共工事が減少する中、採算性の確保が困難であり、市が設置するには課題が多いものと考えているところであります。また、この休止した業者さんにあっても、現在、他の民間業者さんへの打診等もしているようですけれども、それもなかなか進んでいないというような状況と伺っております。

次に、東日本大震災にかかわる廃棄物の受け入れについてのお尋ねであります。

さきの大震災により、岩手、宮城、福島で約2,490万トンの災害廃棄物が発生し、その処理が復旧復興への重大な課題となっており、国においては全国の地方自治体の協力による広域処理体制を構築するとして、この4月に各自治体への意向調査を実施し、北海道では札幌市を初め苫小牧市、北見市などが受け入れ可能と公表しており、高橋知事も岩手県内のがれきなどを苫小牧市との連携により受け入れしたい旨の意向を示したところあります。

しかし、原子力発電所の事故により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理は困難を極め

ており、6月23日に国は、福島県内の災害廃棄物の処理の方針を作成し、可燃物の焼却に発生する灰及びがれき等の不燃物については、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の放射性セシウム濃度であれば、一般廃棄物処理場への埋め立ては可能との判断を示したほか、8月には東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法及び放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の制定により、放射能に汚染された土壌の除染や廃棄物の処理にかかわる費用を実質的に国が負担することなどを定め、加えて10万ベクレル以下についても、コンクリートで固めることなどによって埋め立てを容認するとしたところであります。

そこで、お尋ねの広域処理体制への本市の参加の考えであります。現在、参加を求められているのは、損壊家屋等の廃棄物を焼却、中間処理施設を有する自治体でありますことから、4月時点の調査においては、本市ではこれらの施設を有しないことから、受け入れ困難と回答したところであります。今後、仮に焼却施設や中間処理によらない埋め立て処分に協力要請が拡大された際には、検討はいたすものの、市の最終処分場の残余容量の現状や、放射線濃度が自然界レベル以下と確証があるのか、市民の安全・安心を守れるのかといった大きな課題を考慮したとき、現実的には本市では受け入れは困難と判断をいたしております。

次に、現処分場及び新たに一般廃棄物処分場にかかわってのお尋ねであります。

まず、ごみ排出量の現状であります。土別地区における平成22年度の一般廃棄物総搬入量は8,596トンで、そのうち1,797トンが紙類、瓶、缶、ペットボトルなどの資源化物として出荷をしており、差し引きの6,799トンと産業廃棄物902トンの合計7,701トンが埋め立て処分となっております。

平成12年度に容器包装リサイクル法が施行され、土別市においては16分別での収集を開始しておりますが、その前年の平成11年度の埋め立て量は一般廃棄物が1万2,148トン、産業廃棄物が2,258トンの合計1万4,406トンで、リサイクル法施行後の平成13年度が1万469トンの27%の減となり、その後も市民の方のごみの減量に対する意識の向上及び分別の徹底と粗大ごみの処理委託などにより大幅に減少してありまして、平成22年度の埋め立て量は平成11年度の53%相当となっております。

こうした状況の中、土別市一般廃棄物処分場につきましては、昭和58年に開設以来、28年間が経過したところでありますが、昨年実施した残余容量調査の結果、約3万8,000立方メートルの残余容量が算定され、今後の処分可能年数を6年ないし7年と推定したところであります。そこで、現施設の使用期限が明確になったことを踏まえて、(仮称)環境センター整備の方向性であります。現段階では、10万立方メートル程度の最終処分場と再資源化を行うリサイクル施設、清掃車両センター、環境プラザを併設する管理棟などを計画しているところであります。このうち、特に最終処分場につきましては、クローズド型と呼ばれる屋根つきの埋め立て施設を現時点での一案として検討いたしておりますが、このクローズド型の利点といたしましては、景観維持のほか、カラスなどの鳥類被害の解消、ごみの飛散や騒音、悪臭など周辺環境への影響が低減できること、雨水・融雪水が入らないため安定した汚水処理が可能であること、

気象条件に左右されず安定的な埋め立て作業が行えるなど、現処分場が抱えている多くの課題解決に有効なものと考えております。

その一方では、屋根のない従来のオープン型と建設費を比較いたしますと、2割から3割程度建設費用が増加する見込みにあるほか、将来的な屋根の移設費、更に本市の積雪という、これに対応するための適性など、こういった課題もありますので、今後、長期間の運営経費等も含めて検討を重ねてまいりたいと存じます。

この整備スケジュールといたしましては、28年4月の供用開始を目標に、今後、議会の御意見も伺いながら建設用地の適地選定を進め、その後、地域説明に当たるなど慎重に用地の確定に努めてまいりたいと考えており、24年度には環境アセス、基本設計を行い、25年度に実施設計、26年、27年度の2カ年で建設を行うことを予定しているところであります。

また、これらの建設に係る財源につきましては、事業費の3分の1が助成となる国の資源循環型社会形成推進交付金の活用を検討しておりますが、この交付要件といたしましては、生ごみ以外の可燃ごみについても、単純埋め立て、単純焼却をする場合は交付金の対象となりません。何らかの中間処理を行い、あわせてエネルギーの回収を行うことが必須条件となっており、例えば焼却に伴う電気・熱回収や燃料化の処理等が必要とされているところであります。

しかし、焼却施設の安定的な稼働を行うためには、人口規模で30万人前後のごみ量が必要と言われております。土別市における可燃ごみの量では、ダイオキシン等の有害物質を排出させないために、灯油などの化石燃料の追加投入により高温を保つことが必要となり、かえって環境負荷の増加やランニングコストが課題となっていることから、可燃ごみの処理方式を検討するとともに、国に対し地域事情を詳細に説明し、交付金活用を探っている状況であります。

この交付金につきましては、現時点では国の財政事情から、平成25年度以降、実質的な交付率が現在の3分の1から10分の1程度に落ち込む予想が公表されていることから、将来的な処理費用も含めた場合、この交付金に頼らず、合併特例債の活用など事業内容及び財源確保についても、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ有料化についてのお尋ねであります。道内で有料化を行っていない市が現在3市のみの状況でありまして、これら処分場の施設の運営、あるいはごみの収集、建設には多額の費用を要しますので、新たな施設の年間の運営経費等が明らかになった段階では、有料化をするしないにはかわらず、当市においても家庭ごみの有料化の検討については避けられないものと考えているところであります。

また、今後のごみ減量化についてであります。引き続き再資源化のための分別の徹底や5R、いわゆる、リフューズ使用しない、リデュース減らす、リユース再使用、リペア修理、リサイクル再資源化、これらの実践による減量化を積極的に進めて行くとともに、今後、事業系を含む一般ごみの組成調査を実施し、減量可能なごみの種類を分析、特定した上でさらなる減量方法を検討し、市民、事業者の皆様にごみ減量化について継続して取り組みをお願いし、新たな施設についても極力長期化の使用に努めるなど、市民負担の軽減に努めてまいりたいと考

えております。

次に、不法投棄にかかわるお尋ねがございました。

不法投棄は大別すると、空き缶、雑誌、コンビニ弁当の容器などの生活系家庭ごみを空き地、道路脇に捨てるいわゆるポイ捨てと、業者などが人目のつかない山奥などに廃タイヤ、家屋解体廃材などを大量に捨てる産業廃棄物不法投棄に区分され、判明しているだけで日本各地に約1,730万トンが残存しており、全国的にも大きな問題となっております。

こうしたことから、国はこれまで不法投棄の罰則強化や不法投棄ホットラインの開設のほか、全国ごみ不法投棄監視ウィークを設け、陸海空一斉パトロール、全国自治体と連携した集中パトロールの実施など、さまざまな対策を講じており、上川管内におきましても、国、道、市町村、北海道警察で構成する上川地域廃棄物不法処理対策戦略会議を設置し、一斉パトロール、路上検問、産業廃棄物施設へ立ち入り調査のほかヘリコプターによる監視等も実施し、不法投棄の抑制と発見に取り組んでいる状況であります。

そこで、本市の不法投棄の状況であります。平成20年度は9件340キログラム、21年度は6件2,630キログラム、22年度は1件で家屋の取り壊しと思われる大量の産業廃棄物6,500キログラムの不法投棄がありましたので大幅に増加し、22年度全体では9件で7,350キログラムとなり、本年度につきましては、現在までに12件1,200キログラムの不法投棄を発見いたしております。これらいずれの事件につきましても、地元警察署と連携、協力の中で原因者の摘発に努めており、昨年及び今年につきましては、生活系家庭ごみの不法投棄について検挙されたケースがあります。

また、ポイ捨てにつきましては、特に雪解け時期に一部のドライバーなどが走行中や休息中に道路わきや空き地などに捨てたと思われる瓶、缶等が多くみられるところではありますが、今年に入り、コンビニ弁当の空き容器などを市内においてポイ捨てを繰り返していた運転手を特定できたことから、勤務する事業所とあわせて、本市のポイ捨て禁止条例による文書指導を実施したところあります。

不法投棄防止対策につきましては、これまでも防止看板の設置や広報紙、ホームページ、防災無線による啓発のほか、ごみ減量化懇談会の中でも協力要請を行っているところでありますが、不法投棄の多くが人目のつかない山奥や夜間に行われており、原因者の特定が難しい状況にありますので、今後は抑止効果が高いとされる監視カメラの設置を検討するほか、パトロールの強化、看板設置など、ごみを捨てづらい環境美化運動や積極的な情報提供を市民の方にお願するなど、きれいなまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

また、犬のふん害についてであります。本市では、平成15年に市民の清潔で快適な生活環境を確保するため、空き缶などのポイ捨て及び飼い犬などのふん害の防止に関する条例を制定し、市民の責務を定めるとともに、禁止看板の設置や飼い主に対する指導を実施してきたところであります。

近年はペットブームもあり、飼い主の方モラル向上も見られ、市に寄せられる犬のふん害な

どの苦情は年に数件程度であります。いまだに道路わきや公園などにふんを見かける場合もあります。本市のポイ捨て禁止条例の目的とするきれいなまちづくりのためには、何といたしても市民の意識向上が重要でありますので、今後におきましても、更にこの条例の実効性が上がるよう、さまざまな機会を通じて市民の方々への情報提供、啓蒙啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

以上を申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君）（登壇） 最後の質問は、市立病院経営健全化についてであります。

市立病院では、公営企業など経営アドバイザー派遣事業を市立病院でも取り入れて実施をしたようでございますけれども、そのアドバイザーの講評業務とその結果についてお示しをいただきたいと思っております。指摘された講評の内容とは、どんなものがあるのか、その提言内容の進め方についても、市立病院の戦略会議、こういうものでもやられていると思うけれども、お知らせください。更に、また民間の経営アドバイザーという方もおりますけれども、こういう民間の経営アドバイザー、これらの活用をどう考えているのか。また、病院を初め全職員が意識を高めるための取り組み、これらアドバイザーで寄せられた意見なんかは、病院の戦略会議を初め職員全体のものとするために、その意識を高めるためにどんな取り組みをなされているのか、この際お聞かせください。

また、23年度の経営状況、第1四半期の収支についてはどうなっているでしょう。いつも市立病院では、やはり市民の健康を守るために、病院は何としても死守しなければならないし、しかし赤字についても、当初の段階では1億ぐらいの繰り出しは、これは仕方ないだろう、それが2億円になり3億円になり、こういうふうにしてきましたけれども、これらの病院経営に対して、病院にある経営戦略室あるいは経営戦略会議、これらの皆さん方の取り組みと論議について、この際明らかにしていただきたいと思うのでございます。

また、市立病院の経営は収支不足でありますから、先ほども申し上げましたけれども、一般会計からの繰り入れ、これはやむを得ないと思うだけけれども、しかし以前はせいぜい2億円ぐらいだろうと言われていたけれども、一般会計にもこれは限度があることであります。市立病院に対する経営収支不足は、どこまでが限度だと考えておられるのか、この点もあわせて答弁を求めて質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

初めに、地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業についてであります。

この事業につきましては、地方公営企業及び第三セクターの経営健全化や事業の新展開などを支援するため、経営に関してすぐれた識見を有する方の中から総務省が経営アドバイザーを委嘱し、市町村の要請に応じて総務省が経費を負担する中で派遣がなされ、経営効率化の観点

での経営計画、財務会計、組織管理などに対する助言や事業の新展開に関する助言をいたすものであります。

市立病院においては、平成20年に経営改革プランを策定し、経営の立て直しを目指しておりますが、以前として厳しい状況が続いていることから、第三者の視点による経営診断をしていただくこととし、北海道を通じてアドバイザー派遣を要請したところ、病院事業に関して全国4カ所のうちの1つに決定され、去る8月23日から24日にかけて2名の経営アドバイザーの派遣を受けたところであります。

講評に当たっては、事前に病院の概要、経営状況、業務委託状況、職員の状況、診療科別の稼働状況や手術件数、看護部門やコメディカル部門の配置及び稼働状況のほかにも多岐にわたる内容を記載した経営診断調査票を送付するとともに、市長及び院長の経営に関する基本的考え方や経営状況などについて説明したところであります。

また、講評には、総務省から1名、北海道及び上川総合振興局から6名立ち会いのもと、市側から市長及び副市長以下6名、病院からは院長及び副院長を含め17名、職員労働組合から3名の合わせて26名が出席いたしました。

講評された内容につきましては、アドバイザーからは急性期医療を担っていく場合には、現在の出来高払いの診療報酬をDPC方式、診断群分類別包括評価方式に変えること、入院の看護体制について10対1から7対1を目指すこと、外来単価について類似規模の病院と比較して乖離があるので内容を十分精査すること、病床利用率の向上を図ること、名寄市立総合病院との共同購入、患者アンケートの実施などが助言され、もう1名のアドバイザーからは、中長期的なスパンにおける病院の将来目標や役割の明確化を図ることや、国保会計も含めた中での病院経営の検討、外部委託のあり方や人件費に関しても人の配置なども含めた分析、検討などのほか、職員が課題を見つけ解決することや情報の共有等々、多くの助言がなされました。このほか、経営状況の事情を説明している段階においても、経営形態における公営企業法の全部適用、未収金対策、病院機能評価の取得、健診のあり方、数値目標の設定等を初め、先進事例紹介など数多くの提言を交えた助言を受けたところであります。

これら助言内容につきましては、今後、病院に設置した経営戦略会議、経営戦略室及び業務改善委員会などで速やかに検討するとともに、できるものから順次対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、民間アドバイザーの活用についてであります。

今回、経営アドバイザー派遣事業によって、ただいま申し上げた助言をいただいたところでありますが、このほかにも診療科別経営分析や入院、外来、透析などの部門別経営分析、患者分析、更にはレセプト内容の分析など職員が行うには時間的制約や知識、経験が必要なものもあり、また内容によっては一層の収益増につながるものも考えられますので、民間の経営アドバイザーの活用について、現在検討いたしているところでありますが、今後、実施するとの結論に至った場合は予算未計上でありますので、補正予算も含め対応してまいりたいと考えてお

ります。

次に、職員の意識を高めることについてであります。

経営アドバイザーからの助言にもありましたが、経営改善を図る上で職員間で情報を共有することは大変重要と考えております。このため、平成20年度以降、病院の経営内容を全職員に周知することとし、決算状況について病院の職員及び臨時職員に対して説明会を開催しており、今年度は山田院長が就任したことから、6月7日から都合6回に分けて開催し、院長みずからが病院経営に対する考え方を話すとともに、見直し後の経営改革プラン及び22年度決算状況についても説明したところであります。加えて、8月29日及び30日に開催された市職員全体に対する財政状況等説明会の折に、病院決算状況及び23年度第1四半期の経営状況についても説明いたしました。

また、業務改善や改革プラン策定に際して、院内業務見直しについて、平成20年度以降2回にわたって職員からアイデアを求めるとともに、今年7月には職員、臨時職員及び業務委託先の職員の協力も得ながら、収入増加対策、経費節減対策及び経営管理に係る提案について、自由に発言をしてもらうことを主眼に2期目とする中でアイデアを募集し、対象者の64%に当たる227名から回答が寄せられたところであり、普段なかなか気づかないことに対する指摘もあるなど、数多くのアイデアが寄せられました。これらの内容については、経営戦略室において鋭意検討し、直ちに対応が可能なもの、今後検討を要するものに分類し、結論の出たものから順次対策を講じるとともに、検討結果について職員等に報告することとし、8月29日に職員に対して最初の報告をいたしたところであります。

このように、職員等に対して病院の経営実態を周知することによって情報を共有し、経営改善のためにどのようなことができるのか、どのようなことが考えられるのかを考えていただき、そしてアイデアを出していただくことは、経営立て直しに参加しているという意識を持つことにつながると考え、今後ともこのような手法を継続するとともに、職員意識高揚に向けたあらゆる対策を講じてまいりたいと存じます。経営アドバイザーから指摘を受けたことについても、職員に今後周知してまいります。

また、23年度4月から6月までの第1四半期の運営状況であります。

市立病院の入院病床につきましては、実質的な病床体制で申し上げますと、一般病床が160床、療養病床が30床の計190床体制でこれまで運営してまいりましたが、呼吸器内科医が2名退職したなどから、4月からは一般病床150床、療養病床20床の計170床体制で運営いたしており、前年度よりそれぞれ10床減となっております。このため、入院患者数につきましては、前年度より2,392名減の1万1,913名となり、外来患者数につきましても、同じく常勤医2名が減ったことや、比較的病状が安定した内科系疾患の患者について外科で診療いたしていましたが、4月からこれを取りやめることとし、これら患者を市内の開業医に紹介したことなどもあり、前年度より2,895名減の3万5,909名となったところであります。

収支状況につきましては、初めに収益の関係であります。入院収益においては、患者数減

の影響などから前年度より約5,900万円減の3億7,000万円となり、外来収益でも2,300万円減の2億5,800万円となりまして、収益全体では8,400万円減の9億1,800万円となっております。

一方、費用であります。給与費につきましては、職員数が医師、看護師とも前年度より減となっている中で、260万円増の4億9,500万円となりました。ただ、このことにつきましては、共済組合に対する負担金支払いが前年度より1カ月早い納入期日が指定され支払ったことによるものでありまして、これを考慮いたしますと実質的には前年度を1,500万円下回る状況となっております。また、薬品費、その他材料費及びその他医療費用とも、患者数が減少していることなどから、合わせて7,100万円減の2億3,100万円となり、費用全体では6,900万円減の7億2,700万円となったところであります。

この結果、収支差し引きにつきましては、第1四半期を終えた段階で収益が1億9,200万円上回っておりますが、前年度の収支差し引きが2億700万円上回っておりましたので、これを比較いたしますと1,500万円ほど下回っている状況にあり、このまま推移いたしますと、22年度並みの決算が予想されます。このため、収益改善に向けて医師、看護師確保に全力を挙げるとともに、費用面においても可能な限りの圧縮をし、収支改善を目指してまいります。

また、一般会計からの繰り入れの関係、どの程度の限度額かというお話でございますけれども、今年3月に平成20年に策定した経営改革プランをこのたび見直しをしたところでございまして、一般会計からの繰入金については、ただいま議員がお話しのとおり21年度、22年度と増加していると、こういった状況でございます。そこで、ただいま申し上げたように経営改革プランの見直しを行ったところであります。その状況の中で一般会計からの繰入金につきましては、10億円以内、具体的な数字はただいまちょっと手元に持ち合わせておりませんが、全体でそういった範囲の中で対応ができますようにプランを策定して、議員の皆様にもお配りしているところでございます。すべての額を合わせて10億円以内ということで考えております。

次に、経営戦略室及び経営戦略会議の取り組みについてであります。

経営戦略室及び経営戦略会議につきましては、病院経営が依然として厳しい状況が続いており、このことが一般会計にも大きな影響を与えていることから、病院立て直しは市政における最大の懸案事項の1つであることを踏まえ、病院に限らず市を挙げて経営立て直しを図ることとし、5月に設置したところであります。

経営戦略室につきましては、病院の課題整理や経営戦略の構築を図るために、兼務ではありますが、5月から新たに部長職を配置するとともに、病院職員及び財政課職員1人を加えた総勢6人による戦略室を立ち上げたところであります。また、業務の内容につきましては、病院の運営に関することとして改革プランにある具体的取り組み事項の推進や、医師、看護師確保に関しては平成20年度にプロジェクトチームを設置しておりましたが、これを解散し、ここで対策を検討するとともに、経営戦略会議の事務局を担うこととしたところであります。

具体的な検討内容につきましては、これまで11回にわたる検討会議の中で、主なものとしては、収入増を目指した医局会議の資料提供、職員提案への取り組み、医師確保対策、病院経営

コンサルタントの導入、名寄市立総合病院との連携、老健施設の病院内設置などが検討されたところであり、今後におきましても、さきに申し上げたとおり経営アドバイザーの助言についてもここで検討いたすものであります。

また、経営戦略会議につきましては、これまで主に病院の次長職以上の職員で構成された管理会議が病院運営に関する重要事項の決定機関でありましたが、これを改め、院長、副院長などこれまでの管理会議メンバーに加え、人の連携をより深めるために副市長、総務部長、財政課長も参画する中で、院長が議長となった経営戦略会議を設置し、病院運営上の方針や重要案件に関する事項、病院経営健全化に関する事項及び特に院長が必要と認める事項について審議することとし、これまで2回開催され、改革プランの実績報告、名寄市立総合病院との連携、医師、看護師の確保状況などが審議されたところであり、今後とも経営戦略室で検討されたものについて、鋭意審議するなど経営改善に向けた取り組みを進め、早期に病院の経営安定が図られるよう対策を講じてまいりたいと存じます。

以上申し上げて答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 再質問をしたいと思います。

1つは、名寄市立病院との連携の強化、あるいはまた共同購入なんかも市立病院とともにしていくということでもありますけれども、名寄市立病院とのお話し合い、その連携の具体的な中身、更にはまた共同購入には大体どういうものが想定されているのか、この点をお答えいただきたいと思うのでございます。

また、病院の敷地を利用してクリニックビルの話がございましたけれども、こういうものについては、病院としてはどういう審議をされてきたのか、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 吉田局長。

市立病院事務局長（吉田博行君） お答え申し上げます。

まず、名寄市立総合病院との連携についてでございますけれども、これまでに名寄市立総合病院と私どもの病院との連携につきましては、特に医師の派遣、これが中心で行ってきたわけでございます。この4月から、私どもの看護師、ストーマの認定看護師がおりますので、逆に私どもの病院から名寄市のほうの病院に月1回でございますけれども、ストーマ外来ということで私どもの看護師を派遣していると、こういった連携を今進めてございます。

そこで、今後の連携の強化についてでございますけれども、医師の派遣につきましては、やはり今までどおりのことをしていくとともに、特に名寄市立病院のほうで消化器内科医の医師が9月末をもって消化器内科の外来診療を休止すると、こういった話が出ております。そこで、私どもとしましては、消化器内科医、現在は外来2名体制で行っているわけでございますけれども、そういった中で協力要請、こういったことも来ておりますので、院長自身としても、できるだけの協力は図ってまいりたいと、そういった連携を進めてまいります。

それと、あと救急部門におきまして、やはりそうなりますと、私どもで消化器内科関係の患者が救急で私どもの病院に搬送されてくることも、場合によってはあるかと思えます。そういったときの対応は私どももしますし、土別側から例えば脳血管障害とか心臓関係の外科的障害、こういったことがあった場合に、私ども土別側から名寄への搬送をよりスムーズにできるかと、こういったことについても今後、どのような結論になるかはまだ現在わかっておりませんが、検討を図ってまいりたいと考えております。

あと、外来の診療に関しても、私どもの土別側の市民が名寄に行ったときに、どうしても新患の患者数が、やはり名寄市立病院も患者数が相当多いということでありますので、新患の患者数が制限される、こういったこともありますので、そういったことについて、より連携を密にする中で、わざわざ名寄に行って診療を受けられなかったと、こういったことがないような対策、こういったことも講じてまいりたいと思えます。

それとあと、共同購入についてでございますけれども、これにつきましては、特に薬品とか診療材料関係について共同購入、経営アドバイザーの方からもベッド数を大きくすることによって共同購入する場合に、より単価を落とせるだろうと、そういった話で助言もあったわけでございますけれども、先週金曜日、土曜日、9月9日、10日と稚内市で3市立病院の共同連絡会議が開催されたわけございまして、その中で名寄市立病院の佐古院長からも、名寄と土別だけでなく稚内も含めて、例えば1,000床体制で合わせて約1,000のベッドがあると、そういった中で共同購入、すべてを共同購入するというだけでなく、ある一定程度のものについて共同購入と、こういったことについてもどうだろうかという提案が3市立病院の中でなされておりますので、こういったことについて今後、事務方レベルで検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 診療クリニックのお話でございますけれども、今、土別市に開業医が少ないということで、医師誘致条例を今年度制定いたしました。そのような中で、仮に病院の近くにそういったものが誘致された場合に、病院との連携がうまく図れて、お互いいい状況が保てるのではないかと。例えば、市立病院にはいろいろな医療検査機器もございまして、そういったものを活用していただけるのではないかとといったようなことで、市立病院のほうでもそういったものが誘致があった場合にはどうかといったことを前提として、この経営戦略室の中でいろいろ御協議をいただいたところであります。

その中で、そういったものが誘致になった場合のメリット、デメリットと、今現状でも駐車場が狭いというようなことで、仮に周辺にそういったものができたときに駐車場の確保ができるのかといったこと、あるいはそういった民間の施設が近場に立つことによって、今、市立病院にいらっしゃる看護師さんたちがそちらのほうに移ることがないのかといったようなこと、個々の検討がされたという経過がございます。ただ、これは決まったものではございませんで、

仮にという話でいろいろな可能性を探る中で、そういう話がされたという状況がございます。
以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 市民の健康、命を守る市立病院、赤字だけれども、これはもうなくすわけにはいきませんし、ぜひ経営健全化のために、そしてまた病院職員、お医者さん一体になって市民に信頼されるいい医療づくりに全力で取り組んでいただくことを要望申し上げて、質問を終わります。

議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

17番 菅原清一郎議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 平成23年第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

私からは一括質問方式で行いたいと思います。

最初の質問は、出資団体の今後の運営方策と解散に至るまでの計画についてであります。

本市の出資団体のうち、株式会社土別開発公社の平成22年度の経営状況報告が本定例会市議会初日にされ、承認されたところであります。公社所有の駅前ビルは昭和35年、1960年に建築され、当時の建設費が3,500万円程度で新築されており、築後50年が経過しております。このビルについては、将来には耐震化基準に備えての改築ではなくて、解体の方向であると先日の議会でも報告のあったところでありますが、改めてビルの今後の運営と解体予定年次、解体の問題点について、何点かお聞かせいただきたいと思います。

これまでにビルの維持補修、改修が昭和52年度、そして62年度に大規模改修に約3,300万円が投入されて今日に至っております。現在はテナントとして、あるいは市営住宅として3戸が利用されているのであります。そこで、解体する年次計画は正式に何年度に実施をするのか、そしてその費用はどれぐらいになるのか、更に財源は一般財源になるのか、何か補助財源があるのであればお聞かせいただきたいと思いますのであります。

また、テナント利用者や市営住宅利用者への周知は、どの時点でされるのか。そして、利用者への移転補償費などは発生するのでありまじょうか。できるだけ早い時期に御理解をしていただくためにも、解体に係る利用者様への対応をどんなタイムスケジュールでされるのか、お聞かせください。

次は、このビルの資産規模は帳簿価格が約1,800万円程度となっておりますし、株式はすべて

が士別市所有であることから、清算にかかわる損失額とその補てん対策はどうなっていくのかもお聞かせください。

そして、一番の問題点は、士別市の顔とも言える士別駅前ビル解体後の空き地対策はどのようにされていくのでしょうか。どこの地域も自動車やバスから乗用車への交通手段の様変わりで、駅前の再開発には苦慮している状況下であります。本市の玄関口としての整備計画を立案する計画は持っているのでしょうか。この機会にその内容をお聞かせいただきたいと思いますのであります。

次には、同じような質問になりますが、士別市土地開発公社の解散までのタイムスケジュールと考えられる問題点等、その対策はどのようにされていくのでしょうか。公社所有の土地の利用計画が決定されていない今日、どんな処理法をもって公社の解散ができるのでしょうか。所有の土地は公社から市に変わるだけの所有権移転になるのではないのでしょうか。国が年次を決めている公社の清算にかかわる制度を利用するために、過大に負担はかかっているのでしょうか。公社の現有財産の処理方法と問題点をもお知らせください。さきに質問した同じ趣旨の質問事項についても、お聞かせいただきたいと思いますのであります。

2問目には、有害鳥獣による被害軽減対策の効果と新対策についてであります。

さきの議会でも、更にエゾシカ260頭分、260万円が追加補正されましたが、現状でこの追加で今年度は間に合うのでしょうか。エゾシカの駆除は猟友会頼りで、捕獲数も昨年度から相当数になっているのであります。その効果と抱えている問題点について、詳しくお聞かせください。

ハンター有資格者の新規取得者がなかなか増加しない中、猟友会にかなりの負担になっているのではないのでしょうか。捕獲後の処分は、食肉などへの利用も聞くところでは少なく、処理するまでの時間対策からも大変に厳しいのだそうでございます。ゆえに、捕獲されたほとんどが最終処分場への埋め立て処分法に頼っているのだそうであります。各地でも処分には苦慮されていることが報道からも聞かされているのであります。今後の展望として、どのような捕獲対策、処分対策を講じていかれるのかをお聞かせください。

次には、猟銃免許取得やわな猟免許助成制度がありますが、今年度当初予算60万円が措置されているのですが、その実績はどのようになっているのでしょうか。有資格者の年齢構成とハンターの実数もお知らせください。

捕獲しても捕獲しても、なかなかその自然増加数に追いつけていないように思うのであります。農業被害も含めて過去3年の状況をお知らせください。そして、今後の防止対策と狩猟捕獲後に最終処分場への埋め立て処分ではなくて、利活用以外の個体処分は、死亡獣畜埋め立て処分場を最終処分場などに設置して専用の処分場にしての管理が望ましいと思うのですが、いかがでしょうか。

この質問の最後は、エゾシカ、ヒグマの農地への侵入防止策の一環として、獣害防止ネットの設置が各地で聞くのであります。本市での設置に関しての計画の可能性はいかがでしょう

か。設置延長が相当の延長になることから、財政上の理由から考えられないと、検討の余地もないと判断されてははいないのでしょうか。農地被害もですが、ヒグマの人家近郊への出没によって人命にも危険度が非常に高くなってきておりますので、可能性のあるものについての検討は急がれるのではないのでしょうか。国や道に対しても声を大にしながら、ヒグマ・エゾシカ対策と財政支援を強く要望していくことが大事だと思うのであります。更に、この問題は本市だけの取り組みでは、効果も財源も限りがあって厳しい状況でありますから、道内各地の足並みをそろえた政策として取り上げてほしいのであります。本市での陳情、要望はどのようにされているのかとあわせて有害鳥獣対策の北海道の考え方について、この機会に現状と今後の対策についてお聞かせください。

3問目であります。地場企業発展には優秀な人材確保が急がれると題しての質問であります。

本市内の各企業の経済状況はなかなか上昇できずに、厳しい暗いトンネルから出ることのみならず、その出口さえ見えない状況下に経営者は苦しんでいるのが実態であります。そんな中でありますから、新規の雇用には目も向けられない、あるいは新規設備投資なども同じくできない状況にあります。誘致企業も御多分に漏れず厳しい経営状況を強いられており、特に雇用問題は日増しに大きくなっているのであります。

しかし、本市を衰退させることなく維持発展させるためには、地元企業への強力な経済支援対策を講じることが必要であります。まずは、今ある企業の経済力をアップさせないと新たな雇用は生まれてこないののでありますので、各種の経済支援、現制度をいま一度見直して、制度の活用をしやすいようにハードルを下げることも一案だと思うのであります。高校の新規卒業生やふるさとリターン希望者はたくさんいることはわかりだと思っております。地元への思いは強いものであります。生まれ育った地域で生活したい願望はだれしもが持っているのでありますので、是が非でも本市独自の雇用対策問題を早期に手がけて、地域経済力を上昇させることが将来の土別市の発展につながるののであります。人口を今以上に減少させないこと、そして魅力あるまち、若者の定住対策をしっかりと取り組むことが地場振興のための大きな課題でありますので、市長のまちづくりの考え方をお聞かせいただきたいと思っております。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、地域企業発展のための人材確保対策について答弁申し上げます。出資団体の今後の運営方針と解散計画については副市長から、有害鳥獣による被害軽減対策の効果と新対策については経済部長から答弁申し上げます。

本市を含めた上川北部地域の企業の景気動向について、本年8月に北星信用金庫が公表した景況レポートによる全業種総合の概況によりますと、1月から6月はかなり厳しい状況で大震災による影響も加わり、全体として経済状況は停滞しており、今後の7月から12月は稼働期に入り、全体的によい方向と予想されるが悪化する企業もあり、大震災の復興方針等が決まらな

いため不安感もあるとの見通しがなされ、設備投資では、弱含みではあるが明るい兆しも見えているとの内容が公表され、市内経済においても同様に厳しい状況が続いているものと認識しているところであります。

こうした中であって、市内経済の活性化を図るため、これまで集客力の高い商店街の形成に向けて、にぎわい推進事業や店舗改修促進事業、空き店舗活用事業など支援策を講じるとともに、起業者に対しては中小企業振興条例に基づく助成策を含め、ソフト、ハード事業の両面で支援してきたところであります。

この中で、店舗改修事業の平成22年度の利用状況を申し上げますと、利用件数は22件で、総事業費7,350万円に対し1,790万円を助成いたしました。また、特に住環境の整備と地域経済の活性化を図るため実施しております個人住宅のリフォーム及び新築の助成策であります。住宅改修促進助成事業につきましては、平成22年度は174件の利用があり、総事業費3億8,400万円に対し3,480万円を助成し、本年度におきましては8月31日現在、利用件数109件、総事業費2億3,160万円に対し2,180万円を助成いたしており、市内経済活性化のために事業継続を要望する声が多いことから、平成25年度まで事業期間を延長することとしたところでございます。住宅新築助成事業につきましては、平成22年度から新たに実施した事業であり、22年度の利用は12件、事業総額3億1,100万円に対し1,200万円を助成しており、今年度は8月31日現在で既に10件の利用があり、総事業費1億9,740万円に対し955万円を助成しているところであります。

次に、雇用勤労者福祉対策では、企業の経営安定に向け、中小企業振興条例に基づき、中小企業者が常用労働者を新たに雇用したことにより雇用人数が拡大した場合に、増加した労働者1名につき30万円を助成する雇用奨励促進事業を実施しており、本年度におきましては2つの企業で新たに雇用された7名分の210万円を助成いたしております。

なお、平成22年度からは、新たに障害者雇用に係る助成策を講じているのでありますが、現在までの利用実績はございません。

また、Uターンなど市外からの就職者を雇用し、その際の旅費等の費用を負担した場合に人材確保促進事業での助成、更に従業員の育成や福利厚生事業など人材を確保するための助成を講じてきたところであります。

一方、中小企業に対する融資関係としては、条例に基づき特別融資資金を初め運転資金及び店舗改修等資金を設け、経営資金や設備資金などを有利な条件で融資し、加えて利子補給等の助成も行い、中小企業者への融資支援策を講じてきたところであります。

雇用対策といたしましては、緊急雇用創出事業などの国の制度を有効活用し、雇用機会の創出を図るとともに、通年雇用促進支援事業などによる季節労働者の就労の場の確保に努め、また新規学卒者対策においては、地元就職促進会を開催し、新規学卒者の就職促進とあわせて地元企業への人材確保の場を設けているところであり、就職状況が厳しい中、今年春の土別地域の新規高校学卒者の就職率は100%となったところであります。

市といたしましては、ただいま申し上げましたように、さまざまなケースを想定し、地元企業の人材確保、あるいは経済的な支援を講じておりますが、このたび士別商工業振興審議会からの御提言を踏まえ、店舗改修事業における対象工事も一部拡大したところであります。今後におきましても、必要に応じ制度の見直しを行いながら支援策を継続し、さらなる発展、向上をみずから図ろうとする事業所にこれらの支援策を活用していただけるよう、制度の啓発に努めてまいります。

市内商工業の振興に関する施策、あるいは雇用対策につきましては、士別市商工業振興審議会を初め、商工会議所、商工会のほか、各関係機関団体の御提言もいただきながら、地域経済の活性化に向けた取り組みを展開しているところであります。今後におきましても、国・道はもとより各関係機関、団体との連携を密にしながら、引き続き地場企業の振興策及び地域雇用に努めてまいりたいと存じます。

次に、人口を減少させず、魅力あるまち、若者の定住対策に取り組むことなど、地場振興に関する考え方についてであります。全国的な人口減少と少子高齢化が課題となっている中で、本市においてもこうした状況が大きな影響を及ぼすものと懸念されておりますが、地域の活力を失うことなく、さらなる発展を目指していくためには、引き続き定住の促進と交流人口の拡大を図っていくことが必要であります。このため、私は新たな発想のもと、基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次世代を担う子供たちの健やかな成長と地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にすることが重要であると考えているところでございます。そのために、マニフェストにも掲げたとおり、総合計画を基本としながら、優しいまち、たくましいまち、そして新しいまちの実現に努力してまいりたいと考えております。

以上を申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、株式会社士別開発公社及び士別市土地開発公社の今後の運営方策と解散計画についてお答えいたします。

まず、士別開発公社についてであります。

開発公社が管理する駅前ビルは、1、2階は事務所や店舗等が入居する賃貸ビル、3、4階は市の公営住宅とする複合施設として建設されました。これまでお話にありましたように施設の一部改修や住宅部分の改修を行ってきたところでありますが、築後50年を経過し、ビル本体の老朽化が著しく、更に国の耐震基準への対応が求められる中で、費用対効果の面からも耐震化工事については困難との判断に立ち、総合計画においてはビルを解体し、公社についても清算する計画であることを、今議会の初日に市長が出資団体の経営状況報告の際に申し上げたところであります。

そこで、お尋ねのありました今後の運営状況と解体予定年次、そして、その問題点についてであります。

解体予定年次につきましては、総合計画において駅前再整備事業として、駅前ビルの解体及

び跡地整備を平成25年に計画しており、事業費については5,050万円を予定しておりますが、今のところ特定の補助制度もないことから、解体に要する経費等につきましては、出資団体であります市で対応せざるを得ないものと判断しております。

今後の運営につきましては、現在1階部分については7部屋すべてが入居しており、また2階については1部屋が入居の状況でありますので、当面は解体までの間、駅前ビル1階と2階の賃貸業務、管理を主とした公社経営を進めていく計画であります。

次に、入居者に対する周知についてであります。

まず、市営住宅入居者への周知とその対策についてであります。このビルの3、4階は計10室の市営住宅栄団地として活用いたしており、ビル自体の耐震改修が困難な状況においては、用途廃止手続を経て廃止する計画としております。そこで、入居者の方々への周知についてあります。平成21年2月に第1回目の意向調査を実施し、他の市営住宅に転居を希望されるのか、あるいはこの機会に退去を考えるのかなどについて把握した上で、同年7月に説明会を開催したところであります。更に説明会後における入居者の意向を再確認するため、7月末に第2回目の調査を行うとともに、各入居者から直接お話もお伺いしながら、意向集約を進めてきたところ、10戸中7戸の世帯が現在までに転居または退去されており、残り3世帯の方々については、現段階でその意向が固まっていない状況にあることから、引き続き希望に沿った対応に努めるものであります。

また、公社管理部分に係るテナント入居者である4事業者への説明につきましては、近い将来に解体する計画はお伝えしているものの、正式な説明会を開催するまでには至っていないことから、今後、早急にビル解体と公社解散に向けての具体的なスケジュールをお知らせするとともに、入居者の意向調査を実施するなど、解体後の対応について誠意をもって当たってまいりたいと考えております。

また、移転補償費についてのお話もありましたが、入居者との契約解除については、ビル解体という賃貸人サイドの都合により行うこととなりますので、これに伴う補償費が発生するものと考えております。

次に、公社解散に伴っての清算に係る損失額とその対応についてであります。

公社は、事業運営のための短期資金2,500万円を市から借り受けており、また累積欠損金についても資本金の額を上回っている債務超過の状況から、今後の公社解散時の債務整理については、平成21年度から平成25年度までの時限措置として創設されている地方債の特例措置、第三セクター等改革推進債を活用することを考えておりますが、これにつきましては、公債費の増加など財政上の影響等についても十分検討する中で対応していかなければならないと考えております。

また、解体後の跡地の利活用につきましては、この地が駅前という土別市の表玄関としての顔を持つ地域であること、更にはJRを初め路線バスが集中する交通の拠点であることなどを踏まえ、本市のまちづくりにつながり得る有効な利活用について、今後、関係団体や周辺地域

の皆様と協議を進めてまいる考えであります。

次に、土地開発公社についてであります。

土地開発公社においては、これまで公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある開発整備を図るため、道路、公園、街路などの都市施設や学校、公営住宅等の建設に要する土地を公有用地として先行取得してきたところであります。近年、社会資本整備が大きく進展したことにより、新たに公有地を取得する計画がなくなっていることや、現下の経済情勢のもと、工業団体等に進出する企業も減少していることなどから、道内の各市においても土地開発公社については一定の役割を終えたとの判断から、解散するケースが増加しております。本市の場合においても、今後、新たな公有地を取得する計画がないことから、平成24年度をめどに公社を解散し、清算することを総合計画に盛り込んだところであります。

清算に当たっては、現在、公社が所有する土地のうち、公有地としてのつくも用地や病院公宅用地、多寄公営住宅用地、これら現時点の簿価額2億8,100万円について、土地開発基金を活用することで公社から買い戻し、公社としてはこれを市からの短期借入金2億3,700万円の返済に充てる計画であります。また、これら用地の今後における具体的な活用計画は、現時点においては特に有しておりませんが、つくも用地については、6万平方メートルを超える一団の用地でありますことから、今後の利活用を含め十分検討をしてみたいと考えております。

以上を申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、有害鳥獣による被害軽減対策の効果と新対策についてお答えいたします。

まず、初めに本年度のエゾシカ捕獲頭数見込みについてであります。

平成22年度の有害鳥獣駆除期間における捕獲頭数は1,023頭であり、本年度の捕獲頭数は猟友会の駆除委託事業での840頭に、土別市有害鳥獣被害防止対策協議会が国の助成事業であります一斉駆除活動による160頭を加え、目標頭数を1,000頭としたところでありますが、この一斉駆除活動が10月からの狩猟期間へ移行することになりましたので、この160頭の駆除頭数分に加え、本年度から取り組みいたしましたわなによる捕獲100頭を見込み、目標頭数を1,100頭としたところであります。

そこで、8月末現在における捕獲頭数は、昨年の同時期の958頭とほぼ同数の945頭であり、このまま推移しても予算の範囲内での対応は可能と考えております。

次に、猟友会によるエゾシカ駆除の効果と問題点についてであります。エゾシカの急増により農作物被害が増大したため、平成22年度より猟友会に対し、エゾシカ駆除業務を委託し、捕獲が進んだことから農作物被害が大きく減少し、捕獲の効果は明らかとなっているところであります。農家の方々からも猟友会の情報提供も活発化し、出没頻度も少なくなり、農作物被害も減ったとお聞きしております。

一方では、エゾシカの移動が敏速になったり、避難行動をとるなど捕獲も次第に困難となっ

ているとのことや、回収作業にも苦慮しているといった課題もお聞きしております。これらの課題につきましては、土別市有害鳥獣被害防止対策協議会に報告し、どのような対策が必要なのか協議しているところでございます。

次に、エゾシカの捕獲対策と処分対策についてであります。

捕獲は、ハンターの方々に依存していますが、一般的な狩猟機会も減り、会員も高齢化に伴い減少している状況を踏まえ、昨年度よりハンター免許取得に対する助成策を講じるとともに、本年度からは、危険性が少なく農業者みずからも比較的取り組みが可能なわな猟の免許取得に対する助成制度も設けたところであり、今後も捕獲従事者の拡大に努めてまいりたいと考えております。また、本年度は協議会独自で国の助成を受け、くくりわなを40台購入したところであり、猟友会ではわな部会を設置し、わな免許取得者に貸し出しを行う中で、班体制による効果的な捕獲に努めているところでございます。

また、処分対策についてであります。捕獲したエゾシカの食肉としての活用につきましては、肉質を傷めない捕獲技術や処理施設までの速やかな運搬体制、更には安定した販路の確保など課題も多く、現時点での活用は困難と考えているところでございます。

一方、北海道では食肉としての流通拡大を図るため本年度から調査を開始しており、今後、食文化に鹿肉が位置づけられることに期待をしているところであります。

捕獲したエゾシカの処理につきましては、各自治体でも共通の課題とされておりますが、本市では、捕獲したエゾシカは一般廃棄物最終処分場にて埋却処理をしているところであり、今後においては、環境センターの建設に伴い、これまでの埋却が困難となることから、処理方法を検討していく必要があると考えております。

次に、ハンターとわな猟の免許取得助成に関して、本年度の実績及び有資格者の年齢構成とその人数についてであります。

本年度、新たに猟銃の免許を取得したハンター2名に対して12万円を助成し、わな免許取得者19名に対し19万円を助成、合計31万円の交付を予定しております。

また、9月1日現在、ハンターの年齢構成では、30歳代が4名、40歳代が2名、50歳代が5名、60歳代が12名、70歳以上が8名で合計31名であり、一方、わなの有資格者は、30歳代が2名、40歳代が1名、50歳代が8名、60歳代が9名、70歳以上が2名で合計22名となっております。

次に、過去3年間の捕獲頭数と農業被害の状況、死亡獣畜埋却場の利用についてであります。

エゾシカによる農業被害についてであります。被害面積につきましては、平成20年度は2,635ヘクタール、21年度は1,202ヘクタール、22年度は689ヘクタールとなっており、被害金額につきましては、調査手法が統一されていませんでしたので、平成22年度からは農家に直接聞き取りをいたし、被害金額で申し上げますと約6,100万円となっております。平成21年度から22年度にかけて被害面積が半減していることから、駆除の効果があらわれているものと判断しているところであります。

また、捕獲したエゾシカを死亡獣畜埋却場として専用処分場で処理してはとのことではありますが、死亡獣畜埋却場については、化製場等に関する法律により、北海道知事の許可を得て、牛、馬、豚、綿羊、そしてヤギの5種類の死亡家畜のみを埋却処理する施設であり、現在、大和牧場に設けているところでございます。このため、死亡したシカなど野生動物は一般廃棄物の取り扱いとされ、この死亡獣畜埋却場への搬入はできないことから、一般廃棄物処分場において場所を特定し、埋却処理しているところでございます。

次に、エゾシカやヒグマの侵入防止ネットの設置についてであります。

現在、士別市におけるエゾシカ侵入防止対策としては、中山間地域等直接支払制度などを活用し、電気牧さくを設置しており、平成22年度までに471キロメートルを設置、今後においても随時設置していく計画となっております。電気牧さくは市内で広く普及しており、設置費用が比較的安いことや設置撤去が容易であることから、また一度電気ショックを受けた動物は心理的脅威から近づかなくなりませんが、一たん侵入を許すと次々と侵入してしまうことが課題となっております。そこで、侵入防止ネットの設置についてありますが、これは強靱なネットにより物理的に侵入を防ぐものであり、主に道東方面で、上川管内では富良野方面で設置されております。しかし、設置においては電気牧さくに比べかなり高価であること、積雪期ではネットの撤去や巻き上げが必要なため、維持管理を含め設置撤去などに労力が必要なことなどから、現段階においては、電気牧さくがまだ設置されていない箇所を優先することとし、ネットを早急に普及していくことは難しい状況にあると考えております。

また、獣害防止ネットのヒグマへの使用についてであります。現在市販されている獣害防止ネットにつきましては、エゾシカ程度までの動物を対象としており、力の強いヒグマに対しては、より強硬なフェンスの設置が必要となります。作物被害などを防ぐには、エゾシカ、ヒグマの生息区域と完全に遮断する必要がありますが、士別市においては地形的及び農用地と生息区域である山林や河川が入り込み、完全に遮断することは困難な地域が多く、電気牧さくなどが設置されていない箇所より侵入するといった状況にあります。このため、現段階では、電気牧さくを被害防止の局所的な手段として講じるとともに、まずは個体数の削減を図り、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、ヒグマの捕獲につきましても、本年度は既に猟銃で4頭、箱わなで5頭を捕獲していることから、継続した猟友会による巡回強化や箱わなの設置体制を整備することなどにより、市民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、国・道に対するエゾシカ、ヒグマの対策と財政支援の要望状況並びに北海道の有害鳥獣対策の考え方についてであります。

有害鳥獣による農作物の被害については、近年急増し、大きな課題となっておりますし、また農業委員会などの関係機関からも対策要望も踏まえ、平成22年度には道北市長会において、本市がエゾシカの駆除対策について提案し、その後、北海道市長会も提出後、道への要望活動が実施されたところでございます。その結果、道では、平成22年度に地域づくり総合交付金に

において特定課題対策事業として位置づけ、エゾシカ被害防止緊急捕獲事業として市町村への交付金事業を創設し、本市においても300万円の交付金を受けたところであり、本年度も継続して実施されております。

全道規模でエゾシカが急増していることから、自治体個々の取り組みに加え、広域的、更には全道規模で進める必要がありますので、国・道が財政的支援を含め政策として被害対策に当たるべきであり、今後とも各市町村と連携を図りながら、さまざまな機会において強く要請してまいりたいと考えております。

次に、道の有害鳥獣対策の考え方についてであります。

北海道では、エゾシカの増加に伴い農林被害も深刻化し、平成22年度より3カ年を緊急対策期間として、市町村等が実施する有害鳥獣捕獲頭数の上乘せ分に対する経費の助成や狩猟期間の延長、雄ジカの頭数規制の緩和、更に捕獲技術の向上など個体数の減少を図る対策を講じるとともに、年間捕獲頭数の引き上げとプロハンターの育成や、高山植物の食害対策に取り組むこととしております。道段階では、平成22年5月に市長会や町村会など関係機関で組織する全道エゾシカ対策協議会を設置し、7月には上川総合振興局管内でも市町村など関係機関による連絡協議会及び実務者会議も設置、平成23年6月には道庁環境生活部にエゾシカ対策室が新設され、保護管理を初め被害対策や有効活用などについて、全道的に国の機関を含めた対策協議がなされているところであり、本市といたしましても、地域の現状を強く訴えつつ、農業者、市民が安心して生活が送れる環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） この発言席に立つと再質問をせずにおられないような状況になりましたので、1点のみちょっとお聞かせいただきたいと思います。

ただいまの林部長の答弁の中に、死亡獣畜の関係で一般廃棄物の説明があった中で、化製場等の法律とありましたが、ちょっと聞きなれない法律の用語だったので、ちょっと詳しくこの点についてお聞かせいただければと思います。

議長（山居忠彰君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

死亡獣畜埋却場の設置の要件として、化製場等に関する法律というのがございます。この法律の中では、牛、馬、豚、綿羊、そしてヤギの5種類のみがこの中で処理できるということで、第4条の中で設置箇所の規定、第5条では設置管理者に対する措置がそれぞれ盛り込まれているところでございます。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君） 以上で終わります。

議長（山居忠彰君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、北海道電力泊原発と本市独自の自然エネルギー政策についてお聞きいたします。

さきの第2回定例会で、原子力に依存する今日のエネルギー政策について、また、泊原発の総点検とプルサーマル計画中止を求め、市長のお考えをお聞きいたしました。市長は、北電泊原発3号機のプルサーマル計画については、慎重な検証、検討が進められ、住民の安全・安心が担保されない限り、プルサーマル3号機の本格稼働は行うべきではないとのお考えでした。

去る8月17日、高橋はるみ知事は、海江田元経済産業大臣の電話1本で、いともあっさり泊原発3号機の営業運転を容認しました。地元4町村以外の周辺自治体の声も聞かずにです。震災後、定期点検を終了して運転を再開した原発、いわゆる再稼働した原発は、北電泊3号機が全国で、いえ、世界で初めてなのです。福島原発事故はいまだ収束せず、その検証もされていないのに、どうして泊3号機は安全と判断できるのでしょうか。原発は、ひとたび重大事故が起きれば取り返しのつかない事態になること、安全な原発などはあり得ないことを福島原発事故が示しているにもかかわらずです。高橋知事は、道民の不安の声を黙殺して強引にゴーサインを出しました。その背景について、日本共産党の真下道議が明らかにしています。知事に初当選した2003年以来、北電から知事へ献金が絶え間なく流れています。また、北電とその子会社への道職員の常態的な天下り、更に1999年の泊原発3号機増設の説明会及び2008年の北海道と地元4町村が主催したプルサーマル導入シンポジウムにおいて、また国が主催のシンポジウムでも、北電はやらせをして意見誘導を図ったことが明らかになりました。北電はやらせを認め、国民に頭を下げ、プルサーマル計画をいっとき凍結し、3号機の運転再開を見合わせざるを得ない状況になっていることは御承知のとおりです。

プルサーマル計画の泊原発3号機の運転は、永遠に再開するべきではないと考えます。もしも泊原発や幌延の深地層研究センターで事故が起きれば、被害は北海道全域に及ぶことは想像にかたくありません。自然エネルギーの本格導入を目指し、近い将来には原発ゼロの北海道、安全・安心の北海道を実現するべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

前回の定例会では、本市エネルギー政策の方向性についてお聞きいたしましたが、そのお答えからは、新エネルギーいわゆる自然エネルギーの活用の方策を探っている段階だと感じました。

例えば、デンマークのサムソ島は風力発電で100%電力供給を達成しています。また、バイオマスや太陽熱の導入で地域暖房を60%賄っています。島のすべての電力を自然エネルギーで賄っていることに人々は満足し誇りに思っています。観光客が増え、経済効果も上がったということです。日本では、長野県飯田市のおひさまプロジェクトや、飯田市と中部電力が共同で建設した太陽光発電のメガソーラーいいだ、あるいは高知県柚原町は風力発電や太陽光、地熱、小水力などの自然エネルギーを積極的に利用していますし、岩手県葛巻町では風力発電で電力自給率180%達成しています。ここでは、ふん尿や木材のバイオマスガス化でも電力を生み出し、クリーンなまち葛巻として売り出しているのです。道内では下川町を初め、芦別市では木

質バイオマスによる熱を温泉施設や農業用ハウスへの利用を目指して、調査研究しているとのこと。足寄町では、研究者とともに地域新エネルギービジョンによって雪氷、風力、ふん尿バイオマスなどの開発や研究を本格的に進めているとのこと。

土別市も、独自の自然エネルギー利用法を研究し、確立し、土別で消費する電力や暖房などのエネルギーは土別の自然を利用して100%賄う、そうすれば地域の仕事おこしや雇用にもつながる、そういう展望を持ってまちづくりを進めるべきだと考えます。勇気を持って原発エネルギーに依存しない、安全で安心なまちづくり、クリーンエネルギーのまちづくりに踏み出すべきだと考えます。国が腰を上げるのを待つことなく、地方自治体から取り組むことで国を動かすこともできると考えます。再生可能エネルギー利用でまちづくりを政策として掲げ、その実現へ向けて職員や専門家、市民たちが力を合わせて、原子力や化石エネルギーに頼らないまちづくりに今こそ本気で取り組むことを提案いたしますが、お考えをお聞かせください。

(降壇)

議長(山居忠彰君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) 小池議員の御質問にお答えいたします。

さきの第2回定例会において、小池議員から今後のエネルギー政策に関する御質問があり、プルサーマルによる北電泊原発3号機においては、福島第一原発におけるMOX燃料の影響などを含め慎重な検証、検討が進められ、住民の安全・安心な生活が担保されない限り、本格稼働は行うべきではないとお答えいたしました。

泊原発3号機の営業運転に向けた最終検査については、震災前からの約5カ月に及ぶ試運転を経て、経済産業省原子力安全・保安院は、8月10日までの最終検査で安全基準上の問題は無いと報告、翌11日には原子力安全委員会がその報告を了承したところであります。

このような中で、高橋知事は8月17日、泊原発3号機の営業運転再開に異議はないと述べ、再開を容認しました。知事は記者会見で、原発が道内の電力需給の4割を占めている現実を直視した場合、安全を確保しながら稼働を続けていくことは、道民の生活を守り、産業活動の環境を整備するためにも重要と強調しており、原発から半径10キロ圏内の4町村からの異論もなかったとしています。これを受けて原子力安全・保安院は、北海道電力に対して泊原発3号機の検査修了証を交付、3号機の営業運転が再開されました。

しかしながら、8月16日に開催された道議会の産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会では、結論を急ぐ知事の考えを支持する意見はなく、泊原発から半径10キロ以内の4町村以外からも意見を聞くべきなど、慎重な議論が必要とする意見も出されており、私も判断の時期やその根拠の面で、もう少し熟慮する必要があったのではないかと考えているところであります。

その後、いわゆるやらせ問題などさまざまな疑義が発覚し、プルサーマル公開シンポジウム等での意見操作に関して、北電はこれに関する第三者委員会を9月3日に設置し、全容解明に努めるとしておりますが、このような世論操査につながる恣意的な行為が行われていたこと

はまことに残念であり、一刻も早く真相を明らかにするとともに、すべての情報を開示し、信頼回復に努めるべきと考えているところであります。

前回定例会でも申し上げましたが、地域住民が安全で安心な生活を送ることができる社会環境をつくるためにも、今後は国全体として危険性が内在する原子力エネルギーへの依存から脱却し、自然エネルギーを中心とした再生可能エネルギーへの転換を模索していかなければならないものと考えており、将来的には原子力ゼロとなるエネルギー政策が展開されることを期待するものであります。

次に、本市独自の自然エネルギー利用法を研究、確立し、エネルギー自給率100%を実現するなど、再生可能エネルギー利用でのまちづくりを進めるべきとの御提案がございました。

本市では、平成20年に地域新エネルギービジョンを策定し、このビジョンを基本に再生可能エネルギーの積極導入に向けての取り組みを進めています。

その1つが一般住宅に対する新エネルギー導入助成であり、平成21年から実施している本制度を活用して、今日まで11戸の住宅に太陽光発電システムが設置されています。この助成制度については、今年度が最終年度となりますが、社会情勢等も勘案しながら、制度の継続を前提に検討を進めるとともに、普及啓発活動にも努めていく考えであります。

また、学校施設や公共施設での太陽光パネルの設置、あるいは朝日地域交流施設和が舎でのチップボイラーの導入なども進めてきたところであり、今後の公共施設の整備、更新の際にも新エネルギー導入について検討をする考えであります。

一方、本市ではさまざまな形で天塩川の恩恵を受けているところでありますが、その1つとして水力発電としての利用があり、北海道企業局が管理する岩尾内発電所とポンテシオ発電所の2つの水力発電施設によって、一般家庭平均で約2万9,000世帯分の電力が供給されています。これら水力発電は、クリーンエネルギーの代表であるとともに本市の地域資源を生かしたエネルギーであり、小中水力発電も脚光を浴びつつある中で、水利権などさまざまな課題がクリアされれば、新たなエネルギー生産も検討し得るものと考えているところであります。

環境に優しく安全・安心なまちを目指して、まずは導入可能な取り組みを着実に進めるとともに、本市におけるさらなる新エネルギー導入の可能性を探っていくため、北海道企業局が実施している地域新エネルギー導入アドバイザー制度の活用について検討してまいりたいと存じます。この制度は、企業局が有しているノウハウを生かして、市町村等が水力や風力、太陽光、バイオマスなどによる発電に取り組む際に、施設の整備や管理、事業運営などについてアドバイスを行うという制度であります。東日本大震災及び福島第一原発事故に伴って、メガソーラーを初めとする取り組みが一層進んでいる現状にあり、全国的にもさまざまな自然エネルギー活用を進めている先進事例も見られます。メガソーラーに関しては、本市の優位性が低いことについては、第2回定例会で国忠議員の御質問にお答えしたとおりであります。その他のエネルギー活用についても、より効果的なシステムの研究開発が日進月歩で進められている段階でもありますので、まずはそれらの情報収集に努めていく考えであり、本市の自然や地理的条

件に適したエネルギー活用について、費用対効果の面も含めながら検討してまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 次に、安全・安心のまちづくりを求め、防災にかかわって何点かお聞きいたします。

初めに、避難場所となる学校や公共施設についてお聞きいたします。

前回の定例会における菅原議員の質問に対して、ハザードマップの改定とあわせて避難施設の指定についても、実態に合った再検討をすとお答えになっています。市のホームページで災害時の避難場所を探しますと、3カ所の避難場所が掲載されています。広域避難場所、洪水災害の場合の避難場所、洪水災害以外の避難場所と分けられており、災害の状況によって市民は避難すべき施設を判断し、見つけ出さなければなりません。今、災害が降りかかっているときに自分はどこに避難すればいいか、冷静に考えられるでしょうか。一番近い施設、あるいは記憶にある施設に駆け込むのではないのでしょうか。避難所の指定については、わかりやすく合理的かつ納得のいくように十分検討していただくことを強く求めたいと思います。

初めにお聞きしますが、災害危険が発生した場合、市民への避難勧告はどのようになされるのでしょうか。全市民へ徹底できるのでしょうか。8月6日の原爆投下日には例年、犠牲者の追悼と平和への願いを込めてサイレンを鳴らしますが、今年は機器のふぐあいということでサイレンが鳴りませんでした。すわ大水が出たというときに危険を知らせるサイレンが沈黙しているのは、後からおわびしますでは済まないと思います。災害発生時におけるすべての市民への知らせ方、避難勧告などはどのようになされるのか、お聞きいたします。そして、特に夜間の避難となった場合、だれがどのように市民を避難場所に誘導するのももお聞かせください。

今回の東日本大震災、あるいは台風12号を教訓として、災害発生から避難勧告及び誘導、避難経路の確保、避難住民の把握、避難所での毛布や食料品の調達、避難所での生活のありよう、例えば暖房やトイレの設置、停電の場合の備えなどなど具体的にシミュレーションして、きめ細かな対応策を策定し市民への情報提供を徹底するべきだと考えますが、お考えをお聞きいたします。

避難所の充実、施設が避難所としての機能を充実させること、これは真っ先に考えられなければなりません。特に学校は、応急避難場所としての大きな役割があります。耐震化を進めることはもちろんですが、自家発電、簡易トイレの確保、食べ物や水などの備蓄物資、畳やブルーシートなどの保管や管理が必要となります。小・中学校の校舎及び体育館の耐震化に係る国庫補助率は2015年度までにかさ上げが延長されています。更に災害時の応急避難場所としての機能、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置の整備など、こういった機能の充実、更には太陽光パネルなどの新エネルギー導入に対しても、新たな国庫補助の対象となっております。お聞きしますが、学校が応急避難場所として重要だと認識し、その役割を十分に果たすための

取り組みを積極的に進めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。また、このことは教育委員会と防災担当部局との合意、連携によって進められるべきことと考えますが、今日までの取り組みについてお聞かせください。

防災についての2つ目の質問は、災害時の高齢者避難についてお聞きします。

ひとり暮らしの高齢者、体の不自由な高齢者、危険情報の察知が困難な高齢者など、いわゆる災害時要援護者への避難誘導は、どのようになされるのかお聞きいたします。また、本市には、福祉避難所と指定された施設はあるのでしょうか。必要と考えますが、お考えをお聞きいたします。

3つ目は、市内商店街の空いている大型建築物にかかわってお聞きいたします。

国道40号線沿いには、大型の空き店舗などが幾つかありますが、老朽化が進み、建物の汚れが目立ち、壁がはがれているなど危険な状態になっているのは御承知のことと思います。個人の所有物であっても、町並み景観や安全なまちづくりから、いつまでもこういう状態を続けているのはいかがなものでしょうか。お聞きしますが、市として所有者と話し合い、何らかの対応策をとってきたのでしょうか。

4つ目は、古くなり危険になっている橋梁についてお聞きいたします。

高度経済成長の時代に急速に架設された橋梁が、今日では老朽化し、全国的に修繕やかけかえが行われるという現象が起きています。お聞きしますが、本市には幾つ橋があり、このうち40年から50年を経過した橋は幾つあるのでしょうか。そして、これらの橋を定期的に点検しているのでしょうか。

国交省は、自治体に対して平成24年度以降から橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、この計画に沿った橋梁修繕工事は補助対象になるという新しい制度をつくりましたが、本市における長寿命化計画の内容と日程など、策定計画についてお聞きいたします。また、修繕計画は市民に公表することになっていますが、その時期はいつごろなのかも含めてお聞きいたします。

この項の最後の質問は、朝日三望台公営住宅についてです。

本年3月策定の公営住宅等長寿命化計画によりますと、三望台団地の入居率は60戸中37戸で61.7%に過ぎません。朝日町にある団地の中では最低の入居率であり、土別市全体の公営住宅の中でも低い入居率です。お聞きしますが、このように入居率が61.7%になってしまったのは、どのような理由からなのでしょう。入居率を高める何らかの手だてはとってきたのでしょうか。また、現在の入居者の年齢構成、世帯構成もお聞きいたします。

現在、入居していない棟の周辺については、雑草などが生い茂ったままにならないよう環境整備には十分配慮すべきですが、夏の除草、冬の除雪はどのようにされているのでしょうか。草は伸び放題、雪に埋まりっぱなしでは、住民の安全で快適に暮らす権利が損なわれます。公営住宅等長寿命化計画では、この団地の建てかえ計画は平成30年からとなっておりますが、どのような構想で建てかえを進めていくのか、お聞きいたします。高齢者の多い団地ですから、建てかえ開始前にはよくよくわかりやすく不安をもたれないよう、納得のいくように説明会を

きめ細かく実施することを求めています。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、避難所となる学校、公共施設について及び高齢者の避難についてお答えいたします。

本年3月11日に発生した東日本大震災や、本市においては昨年7月29日の大雨による被害、更にはこの9月2日からの大雨による被害など、災害に対する市民の意識はますます高まっている状況にあります。

そこで、市が避難勧告を発令した場合における市民への周知についてであります。

避難勧告を初めとする防災情報については、市内14カ所に設置している防災行政無線の拡声器による呼びかけを初め、広報車による巡回、また自主防災組織が結成されている地区については、自主防災組織を通じて避難場所や避難経路などの情報伝達を行うこととしております。加えて、必要に応じて道内放送事業者を通じてお知らせする方法や、各戸を個別に訪問する方法により避難勧告を発令した地域のすべての市民にお伝えできるよう体制を整えております。また、避難勧告を発令したときには昼夜を問わず、直ちに消防署及び警察署に対し避難誘導の要請を行い、市民の方々が確実に避難できるよう、その誘導に当たることになっております。

次に、災害を想定した具体的なシミュレーションについての御提案がございました。災害時における情報伝達や食料、生活物資、あるいはライフラインの確保などの対応については、土別市地域防災計画において定めているところでありますが、いざ災害となった場合を具体的に想定して、その対応を確認していくことは非常に重要であることは申し上げるまでもありません。このたびの東日本大震災や本市における近年の災害を教訓に、災害時における各種対応について常に検証し、あわせて地域防災計画の見直しを図っていく必要があると考えております。

このためには、まずは行政としてのシミュレーションを行い、避難勧告が発令されたときの情報伝達の方法や避難所における対応など、具体的な内容を市民に周知するとともに、特に市民と連携した防災訓練も重要でありますことから、自主防災組織などを通じ、きめ細かな情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、避難場所としての学校の重要性についてであります。

多くの避難者を収容できることから、学校は指定避難施設の中でも重要な施設であり、本市においては市内全校を避難所として指定しております。こうしたことから、これまでも避難所として開設された場合に必要となる物資や運営のあり方などについて、防災担当部局と教育委員会とが連携し検証、検討してまいりました。特に近年は、子供たちが安心して安全に学ぶことができるよう、更には避難所となったケースを想定した中で、耐震化を急ぐ必要があることから、その計画的な整備を進めているところでもあります。更に発電機を初め防災備品の充実について、今後においても学校が避難施設としての役割を十分に果たせるよう、各部局の連携を図りながら対応してまいります。

また、避難所が3つの区分に分かれていることについてであります。国の指針に基づき現

行の地域防災計画では、災害の規模や種類に応じて3つの区分を設けているところであります。避難所については、1つの地域に1つを指定することが市民の皆様にとってわかりやすいことは、小池議員お話しのとおりでありますので、耐震化や浸水区域等の課題はありますが、今年度のハザードマップ作成に合わせ、可能な限り1つの施設を指定できないか、検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時の高齢者避難についてであります。

災害が発生した場合においては、高齢者を初め子供、負傷者、女性等を優先して避難させることは地域防災計画に定められています。とりわけ高齢者の方々については、みずから迅速に対応することが困難なことが考えられるところであります。市としては、昨年から地域担当職員制度を活用し、市内の高齢者世帯の調査を行っており、ここで得られた情報については、市と消防署、民生委員、自治会が共有し、災害時要援護者の把握を行っているところであります。また、自主防災組織が設立されている地域にあっては、その協議の際に高齢者を初めとする要援護者の避難を最優先するようお願いしております。

こうした要援護者の避難につきましては、地域住民の皆様や消防署、警察署の協力を得ながら要援護者の所在を確認し、場合によっては市や消防の職員が個別に対応するなどの方法もとりながら、優先的に、そして確実に避難できるよう支援してまいります。

また、土別市には、福祉避難所として指定されている施設はありませんが、避難所で介護や処置が必要な方については、これまでも市立病院や市の介護施設で避難者を受け入れることにより対応を行っております。一方、民間の介護施設にも緊急時の受け入れについて申し入れを行っているところであり、更に今後協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、商店街の空き大型建築物及び古くなった橋梁についての御質問にお答えいたします。

最初に、商店街の空き大型建築物の老朽化と美観に対する市の対応についてであります。建物の維持保全につきましては、建築基準法第8条で、その所有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めることとなっております。本市におきましても、大型建築物が複数棟ございまして、その中で使用されていない建築物では老朽化も進んでおりますことから、本年7月に1丁目から8丁目の国道40号線沿いにありますすべての建築物の外壁仕上げ材及び看板の危険箇所について目視調査を実施いたしましたところ、24棟で一部仕上げ材等に劣化が見られましたので、その所有者へは外壁仕上げ材の点検をお願いするチラシを配付すると同時に、口頭により危険箇所の状態を説明し、適切な維持を行うようお願いをいたしましたところであります。

この中で、緊急に補修が必要となります大型建築物は、使用されていないものが1棟、使用されている建物が1棟の計2棟ございまして、このうち1棟について、外壁モルタルが歩道に

落下していた状況がありましたことから、所有者に対応をお願いすると同時に、道路管理者であります北海道開発局土別道路事務所へも相談をしたところ、緊急に歩行者の安全を確保する必要のあることから、道路事務所において歩道内にバリケードが設置されたところであります。また、これら大型建築物に対する指導等につきましては、北海道が権限を持っておりますことから、上川総合振興局建設指導課に報告をしたところ、振興局より所有者に対しまして、早急に危険箇所の補修を行うよう8月12日に口頭で、また9月1日には文書により行政指導がなされたところであります。

議員お話しのとおり、使用されていない建物は町並み景観を損なっている現状にもありますし、建物からの落下物は重大な事故のおそれがありますことから、建物所有者へ適切な維持に努めていただくよう周知に努めるとともに、まずは市民の安全を守る立場から、危険箇所の発見とともに、引き続き各関係機関と連携をとりながら対応に当たってまいりたいと存じます。

次に、古くなった橋梁について御質問がございました。

本市が管理しております橋梁数は373橋となっておりますが、そのうち40年から50年を経過している橋については79橋であり、約21%となっております。これらの橋梁は、適切な維持管理が求められるところであり、定期点検につきましては、通常の道路パトロールによるもののほか、平成8年度に実施した道路防災総点検における診断結果において、経過観察等が必要とされる施設について、職員による点検を定期的を実施してきており、14年度に中土別地区の境橋を、20年度には上土別地区の大和橋の2橋を順次かけかえしてきたところであります。

しかしながら、全国的にも橋梁の老朽化が進む中、19年度に国土交通省の施策として、道路橋梁にかかわる長寿命化修繕計画策定事業費補助制度が創設され、従来の事後的な修繕及びかけかえから予防的な修繕及び計画的なかけかえへの転換を図り、橋梁の長寿命化や費用の縮減を図りつつ、道路網の安全性、信頼性の確保に努めることとされたものであります。本制度では、市町村が管理している橋梁について、点検、計画策定、かけかえ、修繕事業に対して国が財政的支援を行うこととなり、25年度までに策定しなければならないこととなっておりますことから、本市におきましても、当制度の活用を図るため、21年度に長寿命化修繕計画策定に向けた全橋の予備調査を実施し、本年度からの2カ年間で全橋梁の点検調査を社会資本整備総合交付金により実施いたします。この結果をもとに専門的な知識を有する方々や市民の御意見も参考に平成25年度の計画策定に向け作業を進めているところでございます。また、計画策定後は、情報公開コーナーやホームページ、広報しべつ等により速やかに公表してまいりたいと考えております。

今後とも、効率的な修繕改築事業を進め、市民の安全で安心な橋や道路の環境が守られますよう日ごろの保守点検についても努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 高橋朝日総合支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君）（登壇） 私からは、朝日三望台公営住宅についてお答えいたし

ます。

まず初めに、三望台団地の入居率が61.7%で、地区内の団地で最も低い入居率になっている理由についてお尋ねがございました。

この団地は、昭和52年から54年、56年に建設された住宅であり、近年、新築またはストック総合活用計画によりリフォームされた住宅とは異なり、暖房設備や給湯設備、浴槽等が設置されていないため、入居する際に入居者自身がこれら設備を準備していただくこととなっているところであります。近年、公営住宅に入居を申し込みされる多くの方々には、これら設備が整った住宅への入居希望が多く、結果的に新たに入居される方がいない状況が続いているところであります。

この入居改善のため、他の団地同様に快適な住居となるよう内装と生活環境のメンテナンスを状況に応じて行うとともに、毎月市の発行する広報紙とホームページにて入居者募集情報を掲載し公募を行っているところであります。また、入居のお問い合わせがあった折には、現地見学時にメンテナンス等の御要望や御意見を交わしながら入居が可能かどうかの御判断をいただいているところですが、入居希望者のニーズに合わず、結果的には入居に至らない状況になっているところ です。

次に、現在の入居者の年齢構成、世帯構成についてであります。

当団地の管理戸数は60戸で、現在32戸48人が入居しており、入居率は53.3%で、公営住宅等長寿命化計画策定時より5戸の減少となっているところであります。年齢構成につきましては、48人のうち15歳未満が1人で2.1%、15歳から29歳以下が1人で2.1%、30歳から39歳以下が1人で2.1%、40歳から49歳以下で3人で6.3%、50歳から64歳以下が10人で20.8%、65歳から74歳以下が18人で37.5%、75歳以上が14人で29.2%であります。いわゆる高齢者と言われる65歳以上の方は32人で66.7%を占めております。また、世帯構成につきましては、32世帯中1人世帯が18戸で56.3%、2人世帯が12戸で37.5%、3人世帯が2戸で6.3%、4人世帯以上は入居のない状況でございます。

次に、環境整備についてであります。

市が直接管理する団地内緑地は16カ所、面積で約2,888平方メートルの草刈りについては、士別市シルバー人材センターに業務を委託し、年3回、6月、7月、9月に実施しております。また、入居者がいる住宅周辺敷地内の草刈り等の環境整備は、入居者の責任において管理をお願いしており、入居していない箇所については、草丈などの状況を巡回確認しながら、職員が年に1回ないし2回、刈払機で草刈りを行い管理し、入居者がいる箇所としない箇所とでは草刈り回数には違いはありますが、入居者や市民に不快な環境にならないよう努めておりますが、議員御指摘のような状況にならないよう、今後草刈り回数を増やすことも検討してまいります。また、冬期間における屋根の雪おろしは、入居者がいる住宅は入居者が責任において、入居していない箇所については、市と朝日地区環境維持協同組合とが業務契約を結び、その年の降雪に応じ行っております。また、団地内通路の除雪は、従来の団地内除雪補助事業が平成22年度

をもって廃止となり、本年度からは入居者が除雪組合を組織し、組合が業者に直接団地内通路の除雪を委託し、空き家箇所については、公営住宅空き家対策として、市と組合が委託する同業者と直接委託を交わし除雪事業を実施することにより、団地全体での除雪対応が継続されますことから、団地内の安全な通路確保と高齢者の住みよい環境が維持されるものと考えております。

次に、公営住宅等長寿命化計画についてであります。

三望台団地におきましては、平成30年度の現地建てかえ、または移転建てかえとなっておりますが、平成28年度に基本設計を計画しておりますので、それ以前に入居者を対象としたアンケート調査及び説明会を開き、現地建てかえ、または移転建てかえかを決定いたします。また、西団地、南団地、北団地、つつじ団地が三望台団地に集約される計画となっておりますので、これらの団地入居者にもあわせてアンケート調査を実施いたすこととしております。

なお、建てかえ戸数につきましては、実情に合わせて変更もあり得ると考えているところであります。議員御指摘のとおり、三望台団地は高齢者の多い団地でありますことから、公営住宅と長寿命化計画での建てかえ開始前には、入居者に不安を持たれないよう、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） ここで、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後 3時00分休憩）

（午後 3時15分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

小池議員。

11番（小池浩美君） それでは、再質問をさせていただきます。

1つは、今災害に対しての、防災に対しての御答弁をいただきましたけれども、ちょっと残念ながら、今現時点では十分な防災体制、できていないというふうに私は印象を受けました。それで、これから再検討していいものをつくっていくんだと、そういうような御答弁ではなかったかなと思います。それを早急にやっていただきたいというふうに思うんですけれども、現実的には、いろいろ細かいことを言い出したらきりがありませんけれども、消防署員、十分なのかと、人数的に足りないと思います。それから、先ほどのサイレンのお話でも本当に土別市を網羅してサイレンが鳴り渡るのかどうかという、そこら辺のところもちょっと疑問せざるを得ません。

そんなようなことで、ぜひこれから再検討作業を取り組む際には、細かいことを、こんなことでも、つまらないことでも、とにかくきちんと市民がうろたえないように、きちんとした再

検討策を練っていただきたいなということを強く期待しているものです。

それで、1点だけこのことにかかわって、まず教育委員会と防災担当との連携もちゃんとできているのかどうかというのも、ちょっと今の答弁でははっきりわからなかったんですけども、あえてそこはちょっと今回は追求しませんが、1つだけ、学校は今、使っていないときは玄関や門などは全部かぎがかかっているんじゃないかと思います。そうして、それも昔は小使いのおじさんなんかがいったりしたんですけども、今はどこか1つのところで一括管理しているわけでしょう。それはどこでしているか私はよくわかりませんが。

(「東洋実業」の声あり)

東洋実業、そういうところでやっているようですけれども、いざ災害で、さあ避難ということで学校へ走った場合、そこが開いていないとなると、どうしたらいいかという、そういう疑問もわいてきますが、そこら辺のところの対応はもう、これからという問題ではないと思うんですよね。これはあしたにでも何かが起きるかもしれないので、ちょっとそこだけまず確認しておきたいと思います。

議長(山居忠彰君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君) 今、小池議員ほうから、防災の計画等々についても十分でないというふうなお話もありました。

今、気候が地球的な規模で大きく変わってきていて、災害についても予測もつかないような災害が起きるといふ現実がありますので、これについては、これまでの実態、あるいは経験をもとに、更に細かくこの防災計画ということについて見直しを図っていきたいというふうを考えております。

それから、学校の関係でお話がありましたけれども、私どものほうで避難指示等を発令した際には、直ちに学校の教頭先生のほうに御連絡を差し上げまして、かぎは教頭先生が原則お持ちということになっていますので、教頭先生に連絡して対応をさせていただくということで、今、計画の中では盛り込んでいるところです。

以上です。

議長(山居忠彰君) 小池議員。

11番(小池浩美君) 教頭先生が、そうしたら、その管理者へ連絡するんですか。そういうふうになるんですか。それとも、校長先生がかぎ持って走るんですか。

議長(山居忠彰君) 石川生涯学習部長。

生涯学習部長(石川 誠君) 災害時における学校が避難所になったというようなことでの御質問かと思えます。これにつきましては、総務部長のほうからも御発言がありましたように、学校長並びに教頭が、いわゆる学校の出入りのかぎを有しておりまして、要するにどこが避難の場所ですよということ、いきなり、どこも何も言わないような状態の中で学校に行くということは基本的には想定されておりませんので、そういったときには私ども教育委員会といたしましても、ここがそういうことで、地域の皆様方が学校のほうに入ってきますというような形

の連絡体制をとりながら、開錠をしていただくというような形でさきの大分前の災害のときもそうございましたけれども、そういう形での一時避難所の取り扱いをしているということでございますので、いきなり行きますと、当然何も学校は施錠しておりますので、だれも入れないということになりますけれども、当然災害の対応ということになりますして、そういうふうにごちらのほうに避難してくださいといった場合には、教育委員会といたしましては学校管理者並びに教頭に連絡をし、開錠をするというふうな手続になってございます。

以上でございます。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 次の質問は、第5期介護保険事業計画についてです。

平成24年度から26年度までの介護保険料や介護保険サービスが定められる第5期介護保険事業計画は、目下各自治体において策定作業が進められております。6月に介護保険法が改定され、私は第2回定例会において、この改定は軽度な利用者を切り捨てることで、介護給付費を削減しようとする改悪ではないかとお聞きいたしました。第5期介護保険事業計画策定に当たって、厚生労働省はこういった制度改定の点をしっかり計画に盛り込むよう自治体を指導しています。

そこで、自治体の裁量、判断に任せられている介護予防日常生活支援総合事業は、実施しないことを求めます。この事業は、訪問、通所サービス、配食や見守りサービスを組み合わせた事業であり、実施するかどうかは市町村に任されています。実施となると、自治体がサービス事業者を指定します。要支援1あるいは2の認定を受けた人が対象となりますが、今までの介護サービスであるホームヘルパーやデイサービスなどを利用するか、あるいは新たな総合事業を利用するかは、自治体や地域包括支援センターが振り分けるというものです。これは、介護の軽度者を予防サービス給付から外し、給付費を削減することを目的に創設された事業と言わざるを得ません。そして、総合事業の担い手は有償無償のボランティアであったり、最低賃金程度で働く労働者が中心にならざるを得ないことは明白です。介護予防日常生活支援総合事業の導入は、要支援と認定を受けた人の介護サービスを利用する権利を奪うものであり、やってはいけないことと考えますが、お考えをお聞きいたします。

また、介護職員による医療行為、たんの吸引などが解禁されましたが、介護報酬上の評価が明らかでなく、介護職員の負担だけが大きくなると思います。介護職員の声を十分聞いて、これ以上介護労働者の医療行為を拡大しないよう慎重に対応することを求めますが、お考えをお聞きいたします。

最後に、第5期の介護保険料についてお聞きいたします。

さきの定例会でもお聞きし、基準額で年額およそ5万2,700円という試算額を示されましたが、第4期の現在は4万100円ですので1万2,600円もの大幅な引き上げとなります。第1段階、第2段階の低所得者層であっても、年額6,380円もの負担増となります。3年ごとの見直しのたびに保険料が上がり、住民負担はいよいよ大きくなり、保険あって介護なしの制度となって

います。第5期の保険料が確定する時期はいつごろでしょうか、お聞きいたします。

保険料の値上げを抑えるため、積立金や基金を活用したり、保険料の所得段階区分を工夫するなどして極力市民負担が大きくなるようにすることを求めます。また、低所得者層に対する保険料の軽減制度を拡充することを求めますが、お考えをお聞きいたします。

厚生労働省の第5期事業計画づくりの日程では、今年10月ごろに素案が策定され、来年2月には議会に報告する予定となっていますが、素案ができた時点で広く市民の意見を聞くためにパブリックコメントを募るべきだと考えますが、お考えをお聞きいたしまして、介護保険についての質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） お答えをいたします。

初めに、第5期介護保険事業計画の新規事業としての介護予防日常生活支援総合事業について、実施すべきでないと思うが、どのように考えるかとのことについてであります。

総合事業につきましては、要支援1・2などの高齢者の方を対象として、現行の介護保険制度に基づく地域支援事業の中の訪問介護と通所介護に、生活支援としての配食サービスや各種の見守りサービスを組み合わせ、総合的サービスを提供する市の事業として実施するものであります。

こうした中で、要支援の高齢者は、この総合事業と現行の予防給付事業、それぞれの訪問介護と通所介護において、重複して同一のサービスを受けることはできないこととなっておりますことから、市町村や地域包括支援センターは、高齢者本人の意向確認を行うとともに、身体の状態に応じて予防給付事業で対応するのか、それとも総合事業で対応するのか判断をし決定することとなっております。

現在、この総合事業の見込まれます利点といたしまして、本事業は市町村の創意工夫でさまざまな対策が実施できますことから、特に見守りサービスにおいて、これまでの声かけ安否確認に加え、生活相談サービスを提供することで、引きこもり防止や介護予防が図られるとともに、社会参加意欲の高い高齢者の方がボランティアとして見守り活動などに参加ができますので、高齢者の健康と生きがい充実にもつながることが見込まれるところとなっております。

総合事業につきましては、このような内容になるものと考えておりますが、この事業費につきましては、介護給付費の3%を上限とする現行の地域支援事業の中での取り組みになることとありますので、利用者が増加した場合、事業費の不足が心配されるとともに3%を超えた部分の事業費はどこが負担するのか、また、その負担割合はどのようになるのかなど定かでないところとなっております。更に、予防給付事業と総合事業の訪問、通所介護サービスについて、どのような判断基準で選択するのか、また総合事業について対応可能な実施事業者があるのかなど事業内容に不確定な部分が多くあるところとなっております。

したがいまして、国から間もなく本事業の運営マニュアルや事業者の実施基準などが示されてくることとありますので、事業内容について十分見きわめる中で、導入すべきかどうか

判断をいたしてまいります。

次に、介護職員のたん吸引などの医療行為を拡大せず、慎重に対応すべきとのことについてであります。

介護職員によるたん吸引等の医療行為につきましては、本年第2回定例会において答弁いたしましたところですが、国において本年6月に介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部改正が行われ、このことにより平成24年度から介護職員によるたん吸引等の医療的ケアが実施できることとなったところであります。

こうした中で、全国と同様に本市におきましても、高齢者の増加に伴い、医療的ケアの必要な高齢者は多い状況となっており、こうした方々は家庭におきましては、家族の方が医師や看護師からの指導を受け、たん吸引等の対応をいたしておりますが、家族は24時間介護となり、身体的にも精神的にも大きな負担となっております。また、特に特別養護老人ホームにおきましても、このような医療的ケアを必要とする待機者は多いところとなっておりますが、特別養護老人ホームは医療提供を主目的とした施設ではないため、定員数に応じた介護職員の配置となっており、医療的ケアを必要とする高齢者の受け入れを一定程度に制限せざるを得なく、本市におきましても、コスモス苑、美土里ハイツともに医療的ケアを必要とする入所待機者が多い状況となっております。

在宅介護や施設における高齢者の医療的ケアの実態は、このような状況にありますことから、国の法改正により、介護職員による医療的ケアが可能となりますことは、高齢者の健康保持と家族の介護負担の軽減につながるとともに、施設におきましても、医療的ケアを必要とする高齢者の一定の安定的な受け入れが可能になるものと考えております。

しかしながら、介護職員によります医療的ケアの対応については、医療行為という専門外の業務となりますことから、負担や不安も多くあるものと思われまますので、まずは国において教育、研修とあわせ、介護職員と医師、看護師との連携により徹底した安全確保措置を講じ、介護職員が不安なく従事できる体制整備を行うとともに、今後この取り組みを実施する施設や事業所において、医療的ケアの業務が介護職員にとって必要以上に拡大し、過度なものとならないよう十分に職員の意見を聞きながら、業務規程を設けるなど適切な環境整備が図られるよう対応いたしてまいりたいと存じます。

次に、第5期の介護保険料設定について、基金を活用し保険料を軽減すべきとのことについてであります。

基金の活用につきまして、まず平成13年度から保険料の余剰金を積み立てた介護給付費準備基金は4期当初で約1億3,000万円保有しておりましたが、4期中の保険料軽減や市単独の保険料軽減、更には新たなグループホーム、小規模老人保健施設、コスモス苑の増床など介護基盤整備等に伴う給付費の増加に対応するため、4期中にほぼ全額取り崩すところとなっております。また、20年度に介護従事者の処遇改善のため国から交付された介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましても、当初で1,180万円保有しておりましたが、保険料の軽減を図るため、

21年度からの3年間で全額取り崩しております。このため、これらの基金を活用しての5期の保険料軽減は困難な状況となっております。

このような中で、5期の保険料につきましては、期間中にかかる介護サービス給付費を見込み試算し、4期中より1万2,600円多い年間約5万2,700円と見込みまして、このことについて、さきの第2回定例会で答弁申し上げたところであります。こうした保険料の増加は、全国の各自治体共通の問題となっており、このため国は、保険料の増加を抑制するため、都道府県に設置されている介護保険財政に不足が生じることとなった場合に貸付交付される財政安定化基金を取り崩し、市町村に交付することとなったところではありますが、その額は現在確定いたしておらず、定かなことはわかりませんが、保険料の軽減につながる財源として交付されることを期待いたしているところであります。

更に、保険料段階なども工夫をし、保険料を軽減すべきとのことについてであります。国は5期の保険料設定において、保険者の判断により保険料負担の第3段階の所得区分を細分化できるよう制度改正をしており、また第4段階については、現行に引き続き細分化が可能となったところでもありますので、これら細分化する保険料段階の導入と合わせて、現行の保険料7段階を更に拡大することで、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について検討いたしてまいります。

また、保険料の市独自の軽減制度拡充につきましては、活用する基金もない状況にあり、このため、軽減に必要な財源は1号被保険者の保険料で支援されることとなりますが、5期は被保険者全体に保険料の負担が大きくなりますことから、こうしたことを考慮いたしますと、これ以上の拡充は難しいものと考えております。ただ、現行の低所得の第1段階、第2段階の方々を対象とした軽減制度につきましては、引き続き実施することについて検討いたしてまいりたいと考えております。

更に、5期の保険料が確定する時期につきましては、介護保険料は国から示される介護報酬単価を用いて保険料を算出しますが、この単価改定は、これまで各計画時の1月から2月に行われておりますことから、本市の5期保険料の確定する時期は来年2月ごろになるものと見込んでいるところであります。

次に、第5期事業計画の素案について、広く市民の意見を聞くためパブリックコメントを募るべきとのことでもあります。

計画の策定に当たりましては、今後、国から示される計画作成指針や、それに基づき道において作成する計画素案、更にはただいま申し上げました来年2月ごろに示される国の介護報酬単価の改定などをもとに保険料を含む5期計画について、介護保険運営部会及び保健医療福祉対策協議会に諮って、2月ごろに素案を策定する予定といたしております。このようなことから、計画素案が確定後、来年4月の5期計画が始まるまでのわずかな期間でのパブリックコメントの実施は、日程的に非常に難しい状況にあると考えております。なお、素案の策定について審議する介護保険運営部会や保健医療福祉対策協議会の委員は、老人クラブ連合会、民生委

員協議会、障害者団体、社会福祉協議会、自治会連合会、女性団体、校長会、介護従事者、医療従事者及び公募による一般市民などとなっており、この方々は、関係するさまざまな関係団体等からの選出となっておりますので、審議を通じて多くの市民の意見や地域の実情が素案に反映されるものと考えているところでございます。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 以上で私の質問を終わります。

議長（山居忠彰君） ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

16番 神田壽昭議員。

16番（神田壽昭君）（登壇） 平成23年第3回定例会に当たりまして一般質問をいたします。

1つ目の質問は、未来ある土別市農業の振興策についてであります。何点かの提案を示し、市長の考え方をいただきたいと思います。

数年前まで土別市には、耕作放棄地はないと言ってきました。今現在、容易に雑草の生えた農地を見ることができません。各農事組合の戸数も半減化し、進む担い手不足と高齢化で、基幹産業農業と農村の余りにも激しい変化を見るとき、ここ数年で想像を超える農村の過疎化による活力の低下が予想されるのであります。

国は、農政の柱を農業者戸別所得補償制度に位置づけ本格的に導入させ、これを中心に農村の活性化、土地利用、都市と農村の共生と交流、中山間地域の振興、農業農村整備事業、環境自然等の再生などに対しても一定の対策を示しているものの、農業者の評価は決して高くないのが実態であります。先進国の農業政策は、農産物の価格政策から農家への直接支払いに比重を移し、輸入農産物と競合で被る被害を補う方式にシフトする中で、戸別所得補償制度は大規模農家から兼業零細農家まで一律に支援するものであり、多様な農業の担い手への農業の下支えはいいとしても、これで真に農業農村が活性化するものか、農業は気候や土地などの自然条件が影響し、作物や地域ごとの営農の形もさまざまで、農業の特性と各地域の実情に対応した政策が必要と考えるのであります。

土別市の未来を確かなものにするためにも、地域独自の農業、地域が一体となった農村づくりに創意工夫することが今必要とされているのではないのでしょうか。土別市過疎地域自立促進市町村計画参考資料にある農業の現状と問題点とその対策が示すように、具体的に成果として、また形として見えずらいのは、行政はどうしても国の農業政策に沿う形となり、大胆な独自の農業政策をとりづらいし、一方、農家の経済を支える農協は、組合員離れも重なり、農協運動の成果を組合員に還元できず、組織の体制維持も課題となり、更に農業団体である土地改良区、そして農業共済組合、普及センターも農業者の減少に相当危機感を持ちながらも、その体制の維持に懸命なのであると同時に極めて重要なパートナーであります。こうした団体は、農業があつての組織でありますし、私のここでの提案は、行政が中心になって農業関係団体が地域農業振興にそれぞれの団体が持つ課題、問題点を共有化し、その解決のために人材を集中し、土

別市独自の創意工夫を具現化するための実務者による農業振興技術センターの創設を強く市長に求めたいと思います。

ここでは、例えば、担い手の確保とか高齢者支援、農地問題、そして特産品、各種研修、安全・安心農産物、グリーンパートナー、農業体験、地産地消、生産者と消費者との交流、バイオマスの利活用などの対策と支援に各団体が横につながり、頭脳を集めて共有化することが土別市の未来あるまちづくりに結びつくものであります。ぜひ前向きに御検討いただくことを願っておきます。

次に、6次産業化と農・商・工・消連携による戦略会議についてであります。

農業は、農産物の生産だけでなく、食品加工、そして流通販売が主体的にかかわりをもって高付加価値を図り、活性化につなげようとする運動がその狙いですが、国の農村農業6次産業ビジョンにあるように、農業者にとって加工、流通に従事される方々との交流を通じて、農産物のブランド化、消費者への直接販売や地産地消、そして観光行政にも期待できるものであります。今まで土別市の特産品として開発されたものは何点かありますが、土別市においてもこうした関係者の具体的な行動があったのでしょうか。道内においても、平成21年に5回、平成22年16回、そして23年に2回にわたり懇談会、商談会、農業技術情報提供などが開催され、生産者、自治体関係者、加工流通消費者が参加されておりますが、本市においても、こうした機会の呼びかけはあったのでしょうか。

昨年、多寄の春まき小麦「春よ恋」を原料とする焼酎が試作され試飲会も開かれましたが、その後の製品化に問題が生じたのでしょうか。農業者の意識も変わり、原料の生産から形を変える取り組みを促し、市長の政策である戦略会議設置に期待をいたし、今後の方向についても見解をいただきたいと思います。

次に、農業農村整備事業費の確保についてであります。

農地再編や水利施設整備事業などの農業農村整備事業費が、上土別地区の国営農地再編整備事業費が削減されたように、予算が大幅にカットされ、2010年度当初道開発予算の農業農村整備事業費は前年の53%減の506億円、続く2011年には564億円に少し予算が多くなりましたが、政権交代前の2009年度の道予算1,077億円の48%も少ない額であります。要因は、農業者戸別所得補償制度に農業予算を優先的に配分したためとされております。

過日、私は支線組合の役員と用水路の補修箇所の確認で視察する機会がありました。組合員さんの申請によるものでありますが、特に転作田における水路からの漏水が主で、目地のはがれと狭い農道での大型機械車両による用水路のずれと、布設後30年で自然劣化も加わり、早期に補修が必要であるということを感じましたが、予算措置が少ないのが実情であります。

そこで、土別市が予算化している農地・水保全管理支払交付金の事業であります。これは昨年までの農地・水・環境保全向上活動を見直し名称を変更したもので、従前の農地農業用水路の日常的な保全管理のほかに、新たに向上活動支援交付金事業が加わり、地域の農業者みずからが農地農業用水路の資源の保全管理を行う主体として位置づけ、水路や農道の補修施設の

長寿化のために活動できることになりました。この事業の北海道の水田の10アール当たり交付金は3,400円です。国が2分の1、道と市がそれぞれ4分の1を負担することで、ほかの事業で予算化されなくなって滞っていた用水路の補修が進むこととなりますので、関係者や農業団体と十分協議され、農業農村整備事業費の確保に向けて、この向上活動支援交付金事業はぜひ取り組むべきだったというふうに考えております。そして、未来ある土別市の農業の確立のために対策をつくり出すことを求めて、この項目の質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えいたします。

私から、未来ある土別市農業の振興策について、行政・農協・関連農業団体との連携を強化する方策及び6次産業化を目指した農・商・工・消による戦略会議の推進について答弁し、農業農村整備事業の確保については経済部長から答弁いたします。

本市の農業振興は、北の大地に活力と潤いのある農業農村の実現を目指し、平成20年に土別市農業・農村活性化計画を策定し、土づくりと人づくりを柱として今日まで取り組んできたところであります。

農業の原点であります土づくりは、農地を健全なものにするとともに、環境と調和した持続可能な農業の展開を目指すものとして極めて重要なことであると位置づけをして、中山間地域等直接支払制度などを活用し、その推進を図ってまいりました。

また、農家戸数の減少は集落機能そのものを崩壊させるといった懸念もありますことから、次世代を担う青年や女性などすぐれた人材を確保、育成するために就農研修期間助成や農業者研修助成を行うなど、人づくりに向け総合的な施策に取り組んでまいりました。

更に農業所得の確保と向上を図るためには、農産物の収量アップが大切であることから、土別農村塾の農業応援アドバイザーからも助言をいただき、栽培技術の試験・研究や情報の分析を行ってきたところであります。

そこで、農業関係団体で課題等を共有化し、地域農業振興を図るための農業振興技術センターを創設すべきとの御提言でございます。

これまで、農業・農村活性化計画に基づく事業の実施に当たっては、市や普及センター、農協等の農業関係機関や団体で構成する土別地域農業振興連絡協議会において、担い手育成対策や良質農産物の生産と新技術及び優良品種等の導入に向けた調査や研究を実施するとともに、技術指導にも当たってきたところであります。また、市や農業委員会、農協、普及センター、商工会議所、中央公民館で構成する土別市農業担い手支援協議会では、担い手対策を推進するための情報交換や新規参入者への就農支援等も実施してきたところであります。

このように関係機関、団体の担当者等が有機的で機動的な連携を図りながら、情報を共有化の中で総合的な対策を講じてきたところであり、仮に農業振興技術センターを創設することとなりますと、地域農業の振興に向けては、センターの整備費や体制づくりなど解決しなければならない課題も多くありますので、今後とも関係機関、団体が課題別に十分な連携をとって

対応してまいりたいと存じます。

次に、6次産業化を目指した農・商・工・消による戦略会議の推進についてであります。

国は平成22年12月に6次産業化法を公布し、農業法人等の経営の複合化や多角化を進めるための加工・流通・販売施設や、地産地消の活動を行うための直売施設等の整備費を支援し、また新商品の開発や販路拡大、加工のための研修などについては、6次産業化プランナーがアドバイスすることにより農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等を目指しているものであります。

そこで、まず土別の特産品開発に当たり、関係者の具体的な行動についてであります。

平成18年、土別商工会議所が事業主体となり、国の補助事業の小規模事業者新事業全国展開支援事業により、市、商工会議所、観光協会、農協、サフォーク研究会、めん羊生産組合など農商工が連携した土別産羊肉開発委員会を組織し「羊のまちのスープカレー」を製品化してきたところであり、昨年につきましては、同事業により東京ビックサイトで開催された東京ギフトショーに羊のみそホルモンや羊肉のレトルト食品を出展し、アンケート調査や来場者との意見交換により、今後の商品開発や販売促進へつなげる課題を把握したところであります。

また、農業青年グループがみずから交配、採種した良食味な「まさかりカボチャ」を生産し、それを冷凍ペースト化したものを札幌市や土別市の菓子店に販売しており、更にこれまでも生産者や生産者グループ、農業法人が市民に親しまれる製品として、各地のジュースやジャム、みそ、そば、ソーセージ等の製造販売をする取り組みが行われてきたところであります。

次に、6次産業化に向けた懇談会や商談会、農業技術などの取り組みへの参加呼びかけがあったのかとのお尋ねであります。本年度につきましては、北海道農政事務所等が主催して7月に開催されました北海道6次産業化フォーラムや、11月に開催される食の発掘商談会等への参加案内があり、またこれまでも上川管内農業法人ネットワークが主催する研修会やセミナーへ参加をしてきたところであります。

本市では、普及センター等との連携により地場農産物の付加価値化に向けた研究会を昨年3月に開催し、講師からは「私の企業活動・グリーンツーリズム等の取り組みについて」というテーマでの講演の後、加工の実演も行い、また女性グループには、6次産業化に向けた先進事例調査や研修会の開催などの取り組みを実施したところであり、今後も情報収集を行うとともに、生産者への情報提供と研修等の充実に努めてまいります。

次に、多寄産春まき小麦「春よ恋」を原料とする焼酎の製品化についてであります。

焼酎づくりは、たよる春小麦の会が中心となって進めておりましたが、昨年12月に生産から加工、消費に至るまでを戦略的に推進していくため、農・商・工・消が連携したしべつ春よ恋プロジェクトを発足させ、本年7月の焼酎販売を目指して取り組んでまいりました。

しかし、3月11日の東日本大震災により、本州の工場が被災を受けたので、旭川工場において、その被災工場分の焼酎を製造するという状況となったため、多寄産小麦で製造する焼酎などのプライベートブランド商品については、全面ストップとなり、その後の製造の見通しが立

っていないとの報告を受けたところでありますが、これまで農・商・工・消が連携して製品の開発等に取り組んできた経緯もありますので、早急に製造されるよう強く申し入れを行っているところであります。

次に、戦略会議の設置についてであります。平成22年1月に開催されたラブ土別・バイ土別運動推進協議会において、新たな産業の創出や地域ブランドの開発などの全市的な課題について検討することを目的とした戦略会議を設置することとされ、具体的な取り組みとしては、課題ごとに関連する団体により戦略プロジェクトを立ち上げて実施することとしており、土別春よ恋プロジェクトは、この活動の1つであります。

今後につきましては、戦略会議の機能を高め、市民運動へと広がりを持たせ、地域力の結集が図られるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上を申し上げて、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 農業農村整備事業の確保についてお答えいたします。

農業農村整備事業は、事業の実施を通じて農業の生産性を高めたり、農村の生活水準を向上させるなど、地域の活性化や快適で美しい田園空間の形成、安全な国土の維持形成などに多大な貢献をしており、重要な事業と認識いたしております。

一方で、農地農業用水等の資源は、過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保安全管理が困難となってきた状況を踏まえ、国では農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の実施により、地域ぐるみでの農地農業用水等の資源の保安全管理を行う取り組みを支援しております。

また、農業用排水路等の老朽化が進む中、これら施設の長寿命化のための補修等を効率的に行う必要も生じてきていることから、農地・水環境保全向上対策を見直し、共同活動支援交付金で行う地域共同による農地・農業用水等の草刈りや施設の点検など基礎的な保安全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修、更新等を行う取り組みとして、新たに向上活動支援交付金により追加的に支援を行うこととされたところであります。

これを受け本市には5月18日、道から向上活動支援交付金事業の概要について説明があり、その後7月22日、道から報告期限が7月28日までと短期間での要望調査の依頼を受けたところであります。本市では、市内12活動組織の代表者に個別に事業の取り組みの有無について聞き取り調査を行った結果、向上活動支援交付金によらなければ実施ができない要望事業については、なかったところであります。また、現在取り組んでいる共同活動支援交付金で、農業用排水路等の補修等が活動組織の負担がなく実施可能であります。平成23年度で終了となり、24年度以降継続されるかどうか不明確であること、更には向上活動の事業を実施するに当たっては、専門的な技術が必要となる場合を除いて自主施工を基本とすることや、活動組織が負担をしないで実施可能な共同活動に対し、向上活動は活動組織に対し3分の1以上の負担を求められることなどから、本年度の向上活動支援交付金についての取り組みを見合わせることに

たしました。

このように整理すべき課題も多くありますが、今後、共同活動の継続などについて国の動向を注視するとともに、24年度の取り組みに向けて、活動組織の意見も伺いながら、関係団体や関係機関と協議検討を行い、本市の生産基盤や農業施設の整備、農業振興の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 神田議員。

16番（神田壽昭君） 再質問をしたいと思います。

この3つ目の農地・水保全管理支払交付金についての再質問であります。今年はその申請された、新しく設けられた向上活動支援交付金、これは農業者みずから自分たちの使っている用水路を長く使えるようにみんなで維持管理していこうという支援なんです。これは、国が昨年、23年度は47億円予算措置されて、北海道としては約5,000万円確保しているんですが、これは地元の負担もあるんです。例えば、国が1,000万円だとすれば、道と市町村も1,000万円、そして受益者も1,000万円出して3,000万円の基金ができて、その3,000万円をその地域の用水路の補修に使えるという制度なんです。

先ほど、取りまとめをすると希望がなかったということではありますが、実際、具体的にこの取り組みについて相談の窓口は、地元としてはやはり土地改良区なんですね。土地改良区は、そのことを先ほど言ったように5月18日に土地改良区も、そして行政も担当者も、道の説明を受けているわけです。その中で、これはいい制度というふうにとらえて、具体的に取り組んでいる市町村もあるわけですし、そこで希望がなかったというのではなくて、十分説明をしてくれなかったんじゃないかという気がするんです。これは、土地改良区もそうか、あるいは行政もそうなのかもしれませんが、とにかくこういう情報があれば、やはり積極的に先ほど言ったように関係者との協議を、実務者との協議を密にすることによって、これは今年、名寄市が取り組んでいるんです、補正予算を組んで。同じ土地改良区の中で名寄市が取り組んで土別市が取り組まないというのは、その辺の認識がどうだかなという気がするわけです。具体的には、名寄市は、土地改良区は名寄市のために2,000万円の自己資金を用意しましたし、土別市に対しても土地改良区は1,000万円用意をして、この事業が採択になれば、この事業が使えるようになれば、こういう資金を用意していたという、そういう実態もありますので、ひとつ、私は、もう今年度はだめですが、今後に向けてやはり情報を新しい情報が出れば関係者と共有して、具体的に組みめるような積極的な行動が必要ではないのかなというふうに思っておりますが、その辺は改良区とのどの程度密な話をなされたのか、行政独自で調査されたのか、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（山居忠彰君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

ただいま、神田議員から農地・水保全管理支払交付金の関係で、これまで取り組んでおりま

した共同活動支援交付金、いわゆる地元の方たちの負担がなくてできる事業でありまして、これは平成19年から今年の平成23年度をもって、一たん終えるという予定であります。それを受けて、今お話しの向上活動支援交付金が今年度から創設されたということで、先ほど、その集約の関係につきましては、7月段階で一定の集約をして、12ある活動組織からは希望が上がらなかったということでお答えしたところでございます。

それで、今回、神田議員のほうから質問があったことを受けまして、土地改良区さんとお話をした段階で、それまで、土地改良区から私も経済部のほうに具体的なお話は実際聞いてはなかったところでございます。そうは言っても実際取り組む部分とすると、農業者なり土地改良区の施設という一部もございまして、来年度に向けて、この農作業を終えた段階で、12の地域の代表者の方に改めて集まっていたいて、この新しく動き出す向上活動支援交付金について改めて説明する中で、その中で3分の1の負担はありますよと。それを説明するとともに、その席には土地改良区の担当の方も来ていただいて、土地改良区の考え方も合わせて聞く中で、来年に向けて、そのあたり調整させていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（山居忠彰君） 神田議員。

16番（神田壽昭君）（登壇） 2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は、低炭素むらづくりモデル事業についてお伺いいたします。

2011年度の予算にバイオマス資源堆肥化施設に6億2,000万円の予算が計上されました。これは、バイオマスを利用した堆肥化施設を土別市と北ひびき農協を含めた7団体で構成する地域協議会を設立し、農村地区の自然エネルギーの活用や温室効果ガス削減になる低炭素むらづくりに努め、環境に配慮した農業農村の活性化に資することを目的に始めました。

具体的には、生産性の高い農業基盤には有機質資材の投入が必要である。そのためには堆肥化が可能な生ごみ、汚泥及び野菜残渣は有効に活用したい。更に焼却しているもみ殻も地球環境の上からも水分調整剤として回収し利用する。温室効果ガスの削減と資源循環型の農産物の生産体制などを市民一体となって取り組むとしておりますが、今回の代表者会議で示された内容は、実施設計の実施による事業費が約2億円増加し、その予算確保が確定しないために工事期間が24年度に変更の見込みであると理解をしております。

私は、契約に慎重さが欠けていたのではないかという視点から、何点かの質問をしたいと思っております。

1つは、設計・施工・性能保証発注方式から実施設計委託発注に変更したために実施設計費が増加したとされるが、その理由は何なのでありましょうか。

2つ目は、先日もその予定地に行って見てまいりましたが、盛り土から切り土に変更することによって、地耐力は十分に確保されるものではないのでしょうか。

3番目は、水分調整剤として、当初もみ殻606トンを前提としていたものを、剪定枝や、更に岩尾内ダムから発生する流木を利用するための破碎機の設置の理由。

4番目は、木質チップを水分調整剤に活用することで、木質処理施設とそれを保管するスペースの確保で建築工事費が上昇したのではないのでしょうか。

5つ目として、この事業について、先ほど申しあげました土別市、北ひびきを含めた地域協議会で十分な協議ができていたのでしょうか。

以上の5点について、お答えをいただきたいと思います。

次に、この施設の運営方法とでき上がり堆肥の性質についてお伺いいたします。

地域協議会に北ひびき農協が入っていることと、めぐみ野に隣接することで、この施設と一体的に管理運営が可能である北ひびき農協が最適というふうに私は考えておりますが、その管理を指定管理方式でいくのか、そして人事や運営費などについても考え方をいただきたいと思います。

更に、でき上がった堆肥の成分や性質についての危惧される点があります。22年当初の計画は、生ごみ2,000トン、汚泥1,030トン、野菜残渣2,016トン、もみ殻606トンでありました。その後23年度当初に、生ごみ2,577トン、汚泥820トン、野菜残渣1,760トン、もみ殻560トンに変更されました。そして、更に23年度当初予算の変更では、生ごみが2,577トン、汚泥820トン、野菜残渣1,760トンに加え、剪定枝160トン、そしてもみ殻が半減の300トンというふうになりました。このように原料と数量を変更し特に木質を加えることで、堆肥の成分構成が実は心配されるのであります。この施設から生産される生ごみ汚泥堆肥2,081トン、野菜残渣3,924トン、最終的に出るようです。合わせて6,005トンの堆肥を農家と市民に販売をしていくというふうにあります。この堆肥の内容成分構成には課題があるように考えております。私は、当初のもみ殻606トンから半減の300トンに変更し、剪定枝と流木によるチップを活用することになった経緯の説明をいただきたいと思います。

次に、水分調整剤のもみ殻の確保であります。もみ殻の確保量が先ほど申し上げたように606トンから300トンに縮小しましたが、どこからどのような手段を用いて確保するのか課題は多いと思います。農家個人からは搬出条件が整わないと、現地の状況が整わないと搬出の確保は辛いし、難しいし、ライスセンターはてん菜の堆積の敷料に大量に使われる。そして、一時的に排出されるもみ殻のストックの方法など考えられます。通常もみ殻は、10アール当たり120キロ産出されるというふうに言われておりますが、300トンというのは250ヘクタールに相当するもみ殻の量であります。土別市、今年の水田水張り面積2,950ヘクタールですから、そのうちの16%程度でありますので、焼却しない環境に配慮した農村づくりのためにも、多くのもみ殻を確保して、水分調整剤として活用する方向に努めるべきと思いますが、本市の農業の基幹である市民の期待も大きいことから、堆肥づくりに期待も大きいことから、慎重な取り組みを求めまして、この項目の質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 林経済部長。

経済部長（林 浩二君）（登壇） 低炭素むらづくり事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、平成22年度から25年度までの4年間にわたり低炭素むらづくりに

向けたソフト事業とハード事業を行うもので、平成23年度はこの事業の核となります。堆肥化施設の整備を事業総額6億1,700万円で予定したところであります。事業の取り組みの推進状況といたしましては、年度当初から若干おくれてはありましたが、5月から6月には測量調査や用地造成と堆肥化施設の実施設計を委託発注し、9月中旬には工事発注を計画していたところであります。

しかしながら、8月に入り用地造成と施設の実施設計コンサル会社から示された概算事業費が、当初予算に対し大幅に増え、総額として約8億2,000万円となり、事業費が約2億円不足する状況となりました。このため、8月11日には農水省に直接出向き対応策について要請協議したところであり、その中で本年度の追加配分は困難との回答でありましたので、予算内の事業を再検討するとともに、農水省に対し交付決定のあった平成23年度予算を24年度への繰り越し手続について要望し、引き続き御指導をいただいているところであります。

このようなさまざまな要因はあったとしても、計画全般の工程管理などについて反省すべき点もあったところがございます。

そこで、具体的に事業費が増加した要因について5点にわたってのお尋ねがございました。

1点目といたしまして、実施設計費が増加した理由についてであります。

当初は、建物及び堆肥化設備などを一体化した堆肥化施設として、性能保証を条件として一括発注し、受注者がその後実施設計を行う発注方式を予定してありましたが、建物や設備などの工事種目ごとに分割することにより、地元業者においても施工可能な工事があることから、あらかじめ実施設計を行い、この分割発注方式に変更したことに伴い、実施設計費が新たに必要となったものでございます。

2点目は、設置箇所を切り土した用地でありながら、地耐力をなぜ確保できなかったかとのことであります。

当初、建設場所は、めぐみ野土別の隣接地を予定してありましたが、土地の形状、地盤の問題などから、隣接する少し離れた丘陵地を建設地に選定し、建物の配置を検討したところがございます。そこで、建物設置に当たり安定した地盤を確保するため、めぐみ野土別のレベルまで切り土し、配置を計画したところでありますが、敷地の一部が林地で湿地帯となっているため、地耐力が低下していることがわかり、支持基盤を確保するため基礎部分の費用が増加したものであります。

3点目は、水分調整剤として、当初計画ではもみ殻606トンとしていたものを、剪定枝や流木を利用するために破碎機を設置した理由についてであります。

計画策定時のもみ殻の利用量は、平成20年度に市内で焼却されている約600トンを水分調整剤として活用することとしてありましたが、本年3月にライスセンターを利用せずに個別に乾燥調整している農家121戸へのアンケート調査結果では、約300トンが提供可能との回答を得ていたところであります。このため、当初は一般家庭などから出される剪定枝や小枝等を処理する小型破碎機の導入を計画してありましたが、もみ殻の確保可能量が減少したことから、この

剪定枝等に加え、市内道路工事現場や岩尾内ダムの流木などかなりの量が利用可能なことがわかり、これらを一次破碎した木質チップもおがくずとして破碎製造が可能となるよう、大型機械を導入することとしたものであり、これにより事業費も増加したところであります。

4点目は、これらの木質処理施設の整備に伴い、事業費が増加したのではないかとありますが、木質チップの保管場所や破碎機械の設置場所として新たに300平方メートルを確保する必要があり、工事費の増加となっておりますし、建築工事費全体として保管庫の仕切り壁も多くなったことも要因となっているものであります。

5点目は、協議会において十分な協議がなされていたのかとのことであります。

堆肥化施設の整備に向けては、平成17年のバイオマス利活用推進協議会から継続して協議され、低炭素むらづくり協議会への移行後も市が事務局となり協議が進められてきたものであり、このことについて協議会も幹事会も開催し、本件の報告をいたしたところであります。

次に、この施設の運営方法についてであります。

施設の運営につきましては、現在、指定管理による施設運営を想定しており、新規の堆肥化施設と既存のめぐみ野土別が廃棄物処理施設として連携して稼働することとなり、戻し堆肥の利用、製造する堆肥の販売や利用方法などの面からも、めぐみ野土別を管理するJA北ひびきが最適と考えられますが、人件費、光熱水費、機械管理費、施設管理費などの費用は、人員の配置状況や堆肥の生産量により、その費用も増減することが見込まれますので、今後もJA北ひびきを念頭に置きながら、詳細にわたる協議をしてみたいと考えております。

次に、水分調整剤の確保についてのお尋ねでございます。

当初計画では、水分調整剤として、剪定枝やこれまで焼却していたもみ殻などを活用するものとしておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、もみ殻の確保量が約600トンから300トンとなり、水分調整剤が当初より不足するため、木質チップで補おうとするものであります。

もみ殻のかわりに木質を加えることによる堆肥への影響については、木材に含まれるリグニンと呼ばれる分解しにくい成分が、堆肥化の阻害要因となるものと考えられておりましたが、今回導入予定のシステムにおいては、一次処理を行うことでこのリグニンが分解され、問題なく堆肥化が進むとのことで、影響がないものと判断しているところでございます。

また、もみ殻などの焼却は、においの発生や煙が車両交通に障害を与えるなど課題となっているところでありますし、焼却はすき込みに比べ二酸化炭素の排出量が1.5倍と試算されておりますので、温室効果ガス削減の観点からも焼却防止が強く求められております。このため、現在、朝日水田農業生産組合の堆肥化施設でも朝日地区の農家からもみ殻を回収しておりますので、同様なシステムを想定し、朝日を除く市内の個別農家が焼却しているもみ殻を農家の施設近くに回収用のダクトと貯蔵袋を設置し、トラックにて回収する方法を予定しているところでございます。現在、一部地域では、もみ殻と畜糞による堆肥化への取り組みも計画されておりますので、今後も継続してもみ殻の回収が円滑に進むよう農業関係者に周知しながら、水分調整剤の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後におきましても、未利用資源の堆肥化施設として、地域の環境保全のもと、本モデル事業の目的とする温室効果ガスの削減に向け、効率的な施設整備、運営体制など低炭素むらづくり協議会一丸となって取り組んでまいりたいと存じております。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 神田議員。

16番（神田壽昭君） 1つだけ再質問をさせていただきたいと思いますが、私は一番心配しているのは、繰り返しておりますが、606トンの当初予定のもみ殻が半減になったということです。それにかわって剪定枝あるいは流木を使うということですが、まずはこの、それによって生産できる約6,000トンの堆肥を農家や市民の皆さんに使ってもらおうということであり、一番心配していたのは、その成分構成であります、今のお話であります、朝日地区で既に実験済みというふうにとらえていいのか。そこでもう心配ないから、土別市はこの方式でいくんだというふうにとったわけですが、その辺、ひとつ間違いなく、いろいろな実験をしたり、あるいは道内的にも全国的にもこういうような堆肥をつくっている地域があって、それも参考資料とされているのか。

更にもう1点は、数年前にはこの堆肥をつくるために生ごみを利用した、にってん自治会での堆肥の試験もやられていたと思うんですが、当時は1年で終わったと思うんですが、その当時の実験をどう、この施設の活用の中で生かす部分があったのかどうかです。そして、また今後、こういうものについては、せっかくの実験の内容がこの仕事で生かされるかどうかということについても、お伺いしたいと思います。

議長（山居忠彰君） 林部長。

経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

ただいま神田議員のほうから、もみ殻の確保量が減る中で、その水分調整剤としてちょっと心配な面もあると、いわゆる木質を入れることによって心配な面もあるということで、先ほど答弁の中で、木質を入れたとき、どうしても短期間では溶けないという成分があって、この堆肥化施設の今想定している中では、約60日間かけて堆肥をつくっていくということを想定しております。それで、私どもがメーカーから聞いている中では、60日間機械を回していくことによって、その木質チップ等もとけ込むのであるということで聞いておまして、こういった木質を入れることによる心配は、現状はないというふうにお聞きしているところでございます。

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） にってん自治会の当初やった実験につきましては、生ごみを回収してきて、それは試験的に発酵槽に入れて、どういう成分になるかということではなく、まず市内から実際的に生ごみがどれだけの量出てくるんだということを自治会を設定して、その家族構成だとか、その人員からどれだけ出るといったことと、それとその出てくる生ごみの種類がどういった、いろいろ、例えばつまようじだとかいろいろなのが入ってきますので、そういったものがどの程度か、あるいは回収する方法が袋がいいのか、当時はバケツ方式だとかいろいろあ

りましたので、どのような回収方式がいいのかという、そういうシステムの実験ということで
ありましたので、特に成分的にはその時のデータは残っていないということでございます。

議長（山居忠彰君） 神田議員。

16番（神田壽昭君） 以上で私の質問を終わります。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時35分散会）